

「郷土愛について」：二人の生涯の覚え書
— ヤーコブ グリムと佐喜眞興英 —

Über das Heimweh

— Jacob Grimm und Koei Sakima —

稲 福 日出夫

郷土愛あるいは郷愁とはどのような感情であろうか——。たとえば、かつて長年馴染んだシマ（郷里）に、ふらっと立ち寄り、道幅の狭さや家々の石灰岩の塀の低さにあらためて驚く。その道で何人もの仲間とよく遊んだものだったが。物心つくころから住んだ家もまだそこに建っていた。これもちっちゃな家だ。その家の中では、家族6人のさまざまなドラマがあった。その庭には、大木が二本そびえている。よく見るとその大木は、小学1年生のころ近所の友達と近くのムイ(森)に入り、引っこ抜いてきたものだった。父親に「こんな雑木など、庭に植えるものではない、片付けなさい」と叱られながらも、断固として「育てた」ものだ。よみがえるに足りないガラクタな記憶の塊。そのムイのあたりも、今は存分に幅のあるアスファルト道路が縦横に走り、その道路脇にはテナントビルやアパートが並んでいる。集団登校で通り慣れた筋道を歩いていると——そういえば、この家の子は「イチュンドー（行くよー）」と声をかけてもまだ朝飯を食っていたなあ、などと思い出の余計な残映も飛び出してくる。また、登下校の途中、黄色のスクールバスをみかけ、可愛いリボンなどをつけて華やかにみえたバスのなかのアメリカーと目があうと、子供心に萎縮したものだった。気恥ずかしさ、なつかしさに堪えて、なおそこら辺をふらつくと、遠の昔に忘れていたはずの破片のいくつかが記憶の淵からゴソゴソと顔をの

ぞかせる——。誰でもがもっているであろうこうしたささやかな心象風景。まだ物心のつかない頃の、あるいはさらに誕生さえ未だの頃の、安心して聞いていた母の呼吸とやんわりと共鳴し響きあう——そういう感情とどこか似たものなのだろうか。

第一節 ヤーコブ グリムの生涯

1 ヤーコブ グリム著作集 (全8巻) の第1巻巻頭に掲載されているヤーコブの「自叙伝 (Selbstbiographie)」は、次のように書き起こされる。

「Grimm (Jacob Ludwig Carl)。わたしの先祖と近親の名前は、シュトリーダー (Strieder [当時の地域人名辞典]) の本の第5巻117-124ページと第15巻340, 341ページに記されている。わたしは両親の次男として、1785年1月4日、ハーナウ (Hanau) で生まれた。父は、わたしが6歳のころ、父の生まれた土地でもある街道筋のシュタイナウ (Steinau an der Strasse) の御料地管理人 (Amtmann) に任命された。美しい山々に囲まれ、豊かな牧草地のあるこの地方に、わたしの幼年時代のもっとも生き生きとした思い出は宿っている。しかし、父は、あまりにも早く1796年1月10日に死んだ」¹⁾。

「私たちは、具体的方法は知りませんでした。祖国への愛を強くうえつけられていました。口にだして言われたわけではありませんが、両親の一挙手一投足のなかから、それ以外の感情をくみとることなど、ありえなかったのです。……私たちは、私たちの国を、あらゆる国のうちでもっとも恵まれた国とっていました。私の四番目の弟は、のちに兄弟のうちでもっとも早く、もっとも長期にわたって外国暮らしをしなければならなくなるのですが、その彼が、子どもの頃、ヘッセン国の地図のなかの町を

1) J. Grimm, Selbstbiographie, in; Kleinere Schriften, Bd. 1, Hildesheim, 1991, S. 1. グリム, 小澤俊夫訳「自叙伝」『グリム兄弟 (ドイツ・ロマン派全集 第15巻)』(国書刊行会、1989) 所収, 117頁。

すべて他の国の町より大きく、川をすべて他の国の川より太くかいたことを、今思いだします。』²⁾。

弟ヴィルヘルムの「自叙伝」もここで引用しておく。

「Grimm (Wilhelm Karl)。わたしは、1786年2月24日、ハーナウで生まれた。両親がこの町を去ったとき、わたしは、やっと5歳だったが、あの時代の記憶はまだ残っている。30年後、わたしは、わたしたちが住んでいた家の前を通った。開いていたドアに心をひかれて、わたしは玄関に入った。家の中の様子を、わたしはよく覚えていた。隣接している庭の垣根ごしに、まだ桃の樹が見えた。その赤い花は、幼児であったわたしを喜ばせてくれたのであった」³⁾。

グリム兄弟といわれているのは、このヤーコプグリムとヴィルヘルムグリムである。彼らは、八男一女のうちの次男と三男であったが、長男と七男、八男（末っ子）が、幼くして亡くなったので、事実上は、彼らが六人兄妹の長男、次男となり、妹ロッテ (Charlotte Amalie, 1793-1833) が末っ子となった。ヤーコプの「自叙伝」に出てくる四番目の弟とは、末弟ルートヴィヒ (Ludwig Emil Grimm, 1790-1863) のことで、彼はミュンヘンの美術学校で学び (バイエルンに住むことはヘッセン人からみれば「外国暮らし」なのである)、グリム兄弟と精神的にもっとも近い弟であった。彼は『グリム童話』第2版第1巻の「兄と妹」の挿絵、また第2巻の「フィーマンおばさん」の肖像画を描いている。

ところで、父が亡くなった後、母親ドロテア (Dorothea, 1755-1808) が家計に苦慮しているのを見て、ヤーコプは、カッセルに住んでいた母の妹、ヘンリエッテ フィリップピーネ ツインマー (Henriette Philippine Zimmer) に手紙を出す。「自叙伝」にも「彼女が母を心から助けてくれなかったならば、母は私たち6人の子どもを教育することはできなかつたであります。・・・この叔母が1798年に、私と弟のヴィルヘルムをカッ

2) Ibid., S. 2. 訳書、118頁。

3) W. Grimm, Selbstbiographie, in; Jacob Grimm und Wilhelm Grimm, Schriften und Reden, Reclam, 1985, S. 163.

セルによびよせ、費用をだして、その地の高等中学校 (Lyzeum) で教育を受けさせてくれたのでした⁴⁾とあり、感謝の念を何度も表している。

2 1802年、17歳になったヤーコプは、マールブルク大学法学部に入学する。「私が法学を勉強した理由は、主として、亡くなった父が法律家だったからであり、また、母がそれをもっとも望んだからでありました⁵⁾。ヤーコプは、とにかく早く大学を卒業し、安定した職に就く必要があった。母と共に家計を少しでも助け、5名の弟妹の面倒をみなければならなかったのである。いうところの「パンのための学問」(Brotwissenschaft)である。もしそうした前提条件がなく、事情が許されるのであれば、彼は「植物学 (Botanik)」に興味をもっていた。その気持ちは、ヤーコプの晩年に至るまで持続していたようで、ヤーコプの75歳の時(1860年)に行われた、弟ヴィルヘルムのための「追悼講演」でも、自らを「あるいはもう少しましな植物学者」になっていたかもしれない、と述べている⁶⁾。実際また、ヤーコプの遺品のなかから、紙に包まれた幾粒かの種子とともに次のようなメモが見つかった、という。「あわれな雑草の種子 (Samen eines armen Unkrautpflänzchens)、私はこれを1821年の夏に、傷つき枯れてしまわぬように救い出した⁷⁾。そうしたヤーコプの人柄を踏まえて、『法の詩学』の著者はこう述べる。「自然への慈しみの心は、こまごまとしたものの蒐集癖となって、ヤーコプ・グリムの生涯をつらぬいている。昆虫も植物も、伝説も童話も、そして慣習としての法や言語そのものまでも、彼にとって『自然』であるものは、すべて蒐集の対象となった。そして集めた自然のなかに、グリムは歴史を読み込もうとする。自然と歴史は、彼

4) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 2,3. 訳書, 119頁。

5) Ibid., S. 4. 訳書, 121頁。後年の「追悼講演」でも、ヤーコプは、兄弟が法学を専攻した理由を「若くしてやもめになった母のためには、上ふたりの息子のこのようなコースはいちばんてっとり早い収入の道につながるはずでしたから」と語っている。J. Grimm, Rede auf Wilhelm Grimm, in; Kleinere Schriften, Bd. 1, S. 167. グリム, 寺岡壽子訳「ヴィルヘルム・グリム追悼講演」前掲『グリム兄弟』所収, 145頁。

6) J. Grimm, Rede auf Wilhelm Grimm, S. 176. 訳書, 156頁。

7) H. Jendriek, Hegel und Jacob Grimm, Berlin, 1975, S. 60.

の場合対立するどころか融合すべきものであった。グリムは一人の蒐集家もしくは博物学者として、ドイツの自然と歴史を愛しつづけた⁸⁾。

マールブルクでの「切り詰めた (ingeschränkt)」学生生活が始まる。約束されたはずの送金も得ることはできなかった。しかし、とヤーコプは述べる。「貧しさは、人をむち打って勤勉と労働におもむかせ、気を散らせないようにし、高貴な誇りを注ぎこんでくれます。つまり、自分で働いてお金を得ているという意識が、身分と財産に守られて安楽にやっている他の人に対して、負けない気持ちにさせているのです⁹⁾。

法学部を選択したことは、あるいはこうした「経済的理由」が大きかったかもしれないが、しかし、そこでヤーコプにとって「運命的」ともいえる出会いがおこる。もちろんサヴィニーとの出会いである。

「サヴィニー先生の講義に関しては、私は強烈にひきつけられ、私の一生と全学問に決定的影響を及ぼした、という以外、いいようがありません¹⁰⁾。

サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779-1861) は、1795年マールブルク大学に入学。その後、ゲッティンゲン、ライプツィヒ、イエーナ等に移るが、1800年、彼の21歳の時、「犯罪の観念的競合について」によってマールブルクで学位 (Doctor Juris) を受ける。以後引き続き、同大学で私講師 (2年後、員外教授) をしていた。彼は、1804年にマールブルク大学を辞し、08年ランズフード大学に就任するまでの4年間、ドイツ各地やパリでの資料収集の旅を続けることになるので、そうしたサヴィニーの限られたマールブルクでの在職期間に、ヤーコプは巡り逢ったことになる。ちなみに、後にベルリン大学で二人は同僚となるが、そこでヤーコプは、サヴィニーの最後の講義を聴いている。

サヴィニーは、1800/01年の冬学期から講義を始めるが、当初は、学位論文がそうであったように、刑法と刑事訴訟法をテーマとするものであつ

8) 堅田 剛『法の詩学』(新曜社, 1985), 12頁。

9) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 5. 訳書, 122頁。

10) Ibid., S. 6. 訳書, 123頁。

た。「自叙伝」によれば、ヤーコプは、1802/3年の冬学期に「法学方法論 (juristische Methodologie)」と「法定相続法 (Intestaterbfolge)」(1802年の夏学期の「遺言相続法 (testamentarische Erbrecht)」の講義は他の学生からノートを借りている)、1803年の夏学期は「ローマ法制史 (römische Rechtsgeschichte)」, 1803/4年の冬学期は「ユスティニアヌス法学提要 (Institutionen)」と「債権法 (Obligationenrecht)」の講義を聞いている。そして、1803年、サヴィニーが23歳の時、『占有権論』(Das Recht des Besitzes)を出版した。カントロヴィッツは、その作品を「概念詩」(Begriffsdichtung)と呼び、それによって「サヴィニーは、学的生涯の最初期から、その分野でもっとも偉大な人物とみなされた」¹¹⁾と述べている。当然、ヤーコプもまた、この本を「熱心に」読んで研究した。また、サヴィニーの1802/3年の冬学期になされた「法学方法論」の講義は、ヤーコプ グリムの筆記ノートを基に(さらにまた、それを写しとったヴィルヘルム グリムのノートも参照されながら、—というのも、ヴィルヘルムは、兄に1年遅れて入学しているので、この講義は受講していない—)1951年に刊行された。この講義ノートは、「書き取らせるようにしてなされた講義筆記」ではなくて、ヤーコプが独自に書き取ったもので、しかも「筆記の覚書によって家で整理したもの」であった。そうした性質の筆記ノートではあるが、カントロヴィッツにとってヤーコプ グリムは、「ドイツの学者のなかで最大の学者であり、しかも最大の学者のなかで最もドイツ的な学者」であって、「身も心も完全に、恩師サヴィニーに打ち込んだひと」、そうした人物の筆記ノートであるがゆえに、そのノートは価値があり、またその点に何らの証明をも必要としない¹²⁾、と語られ

11) H. Kantorowicz, Savigny and the Historical School of Law, in; The Law Quarterly Review, No. CCXI. p. 328.

12) F. C. v. Savigny, Juristische Methodenlehre, Stuttgart, 1951. この筆記ノートの存在については、カントロヴィッツによれば、1926年の「プロイセン国立図書館報」(Mitteilungen aus der preußischen Staatsbibliothek, Bd. 8. s.162)によって初めて報告された、という。Vgl. H. Kantorowicz, Savignys Marburger Methodenlehre, in; SZ, Rom. Abt. Bd. 53. S. 466. サヴィニー、服部栄三訳『法学方法論』(日本評論新社, 1958), 「訳者あとがき」参照。

る。

1805年1月、ヤーコプはパリにいるサヴィニーから「すぐパリに来て、文学研究 (literarischen Arbeiten) の仕事を手伝ってくれ」という思いがけない申し出を受ける。ヤーコプは、大学卒業まで、あと半年を残すのみとなっていたが、「サヴィニー先生ともっと親しくなれそうだし、フランスへの旅があまりに魅力的だった」¹³⁾ ので、母親と叔母に承認を求める手紙を書き、2月初めにはパリに着く。サヴィニーにとっては、後に彼の名著になる『中世ローマ法史』(Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter) に取りかかるための古写本収集の旅の途中であり、その旅はまた、アカデミックなひとらしく新婚旅行をも兼ねていた。サヴィニーは、「一介の私人として」資料収集の旅に出たが、彼は、マールブルク大学を辞任した直後、クニグンデ ブレンターノ (Kunigunde Brentano) と結婚している。ロマン主義文学の新生面を切り開き、「中世末期の世界から、ほとんど忘れられていたドイツ民謡の宝庫を発掘した」¹⁴⁾ と評されている作品『少年の魔法の角笛 (Des Knaben Wunderhorn)』は二人の編者、クレメンス ブレンターノ (Clemens Brentano)、アヒム フォン アルニム (Ludwig Ahim von Arnim) によって集められたものである。彼らはまた、グリム兄弟を童話の蒐集に向かわせた人物であるが、兄弟は、サヴィニー宅で、彼らと出会っている¹⁵⁾。そのクレメンスと、クニグンデ、また当時才女の誉れ高かったベッティーナ ブレンターノ (Bettina Brentano) は兄弟姉妹であり、さらに、ベッティーナはアルニム夫人となる。『グリム童話集』の初版第1巻は、アルニムの紹介で出版することができ、実際、この本はまた、アルニム夫人に捧げられている。さらに後の話になるが、ヴィルヘルム グリムの息子ヘルマン グリムは、ベッティーナの娘ギゼラと結婚している。

ヤーコプは1805年の春夏をサヴィニーとともに、パリでの古文書の調査

13) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 8. 訳書, 125, 126頁。

14) ハンス=ユル・ゲンゲールツ編, ワイマル友の会 代表 中村英雄訳『ドイツ文学の歴史』(朝日出版社, 1978), 312頁。

15) 小澤俊夫『グリム童話の誕生』(朝日新聞社, 1992), 17頁参照。

研究に従事した。サヴィニーは、彼の仕事ぶりに対して、1815年に刊行された『中世ローマ法史』第1巻序文において感謝の念を捧げ、そのことをまた、ヤーコプは「自叙伝」のなかで素直に喜んでいる。「私がサヴィニー先生から得たものは、私の方から先生に貢献しえたことを、はるかにこえています」¹⁶⁾。

3 サヴィニーの助手としての仕事も一段落し、1805年9月末には、ヤーコプは、大学へは戻らず、カッセルに帰って就職探しをする。彼の留守中、母親もカッセルへ引っ越していた。ヤーコプの最初の就職口は、彼の希望に反して「戦時司令部の書記局の見習い (Akzeß beim Sekretariat des Kriegskollegiums)」であった。それも、1806年1月頃、「かろうじて」見つけたのであった。しかし、一年も経たないうちに、「神聖ローマ帝国」は崩壊し、ヘッセン国も消滅。ヘッセンは、フランス軍に占領され、ナポレオンの建国したヴェストファーレン王国に吸収されることになる。カッセルはその王国の首府で、ナポレオンの弟ジェロームが国王として君臨することになった。彼の勤めていた部局は「フランス軍の食料補給委員会 (eine fürs ganze Land errichtete Truppenverpflegungskommission)」に変わり、それでもしばらくはフランス語ができることもあって、勤務していた。しかし、結局、辞職することになる。「わが国の法学が今にも受け入れそうになっていたフランス法を習得することは、私にはどうしてもいやなことでした」¹⁷⁾。こうした彼の無職時代に、母親ドロテアが1808年5月27日に亡くなった。残された6名の兄妹の最年長者としての責任が、ヤーコプの肩にのしかかることになる。

そのうち、当時の国王の書記官長クサン ド マランヴィーユ (Cousin de Marinville) に会い、カッセルに創立された王室図書館の管理 (Verwaltung der Privatbibliothek) を任されることになった。いわば占領軍の最高責任者、ジェローム王のもとで、王直属の図書係となったわけであ

16) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 8. 訳書, 126頁。

17) Ibid., S. 9. 訳書, 127頁。

る。とはいえ、図書館で働きたいというのは彼の年来の希望でもあったし、また待遇の面でも満足のものであった。1808年7月5日にその職に着任する。カッセルの郊外にあるヴィルヘルムの丘 (Wilhelmshöhe) に離宮があり、その広間がヤーコプの新しい職場となった。もともと、当時は、占領者の名を冠して「ナポレオンの丘」と称されていたのではあったが。国王からの信頼も厚かったようで、翌年2月17日、「国王自身から、参事院の法務官 (Auditeur au Conseil d'Etat) に任命され、あわせて図書館の仕事を、主任として司るよう申し渡される」ことになる。参事院では「唯一のドイツ人」(他の職員はすべてフランス人)であったようだが、いずれにせよ、時間的な余裕のある職務で、ヤーコプは、「遠慮なく、古代ドイツの詩と言語の勉強」に専念することができた。1808年、ヤーコプは、同年にアルニムやブレンターノによって創刊された『隠者のための新聞 (孤独の慰め)』 *Zeitung für Einsiedler (Tröst Einsamkeit)* に、「伝説は文学と歴史に対してどういう関係にあるかについての考察」¹⁸⁾ を発表する。そのなかで彼は、民族的な「自然文学」(Naturpoesie) と個人的な「創作文学」(Kunstpoesie) とを区別し、民衆の心からおのずと発生してくる「自然文学」「民族文学」に高い価値をおいている。『グリム童話集』の初版第1巻が出版されたのも、その頃(1812年12月)である。また、翌13年に兄弟は、自費で、個人雑誌『古いドイツの森 (Altdeutsche Wälder)』を創刊する。こうした兄弟の仕事ぶりに対して、シュレーゲル (A. W. Schlegel) は、当初、「なんでもないものへの傾倒」「ガラクタへの畏敬」(Ehrebietung vor dem Trödel) と揶揄したのであった。しかし、時が経つにつれて、そうした「一見なんでもない話やことばが光をはなつ」¹⁹⁾ ようになってくる。1813年、ドイツの対フランス戦争が、カッセルにも押し迫ってくると、旧ヘッセン国の貴重な本や骨董品等をフランスへ梱包して送るといふ、いわば屈辱的な作業にも携わらなければならなかつ

18) J. Grimm, Gedanken wie sich die Sagen zur Poesie und Geschichte verhalten, in; Kleinere Schriften, Bd. 1, S. 400ff.

19) 高橋健二『グリム兄弟』(新潮社, 1968), 64頁以下, 堅田, 前掲『法の詩学』, 11頁参照。

た。

4 しかし、1813年末にナポレオンは敗退し異民族支配も終焉する。それに伴い、ヘッセン国が復活、選帝侯が復位してカッセルに帰還した。ヤーコプは、同年12月23日、連合軍の総司令部へ派遣されるヘッセン国の代表団の一員に任命され、公使館書記官 (Legationssekretär) としてパリへ随行することになった。翌年1月、カッセルを出発し、4月パリ到着。「10年前には、こんなにすぐに、しかもこんな仕方でもう一度パリに来るとは、思ってもみないことでした」²⁰⁾。そこで、1年前には、自ら手をかけた「ヘッセン国から運び出された骨董品と絵画」の返還の交渉にあたり、複雑な思いで梱包した品々、書籍とパリで再会することになる。

1814年7月にヤーコプはカッセルへ戻ると、すぐまた、ウィーン会議へ向けて準備し、同年10月から翌年6月まで、ウィーンに滞在することになる。ところで、1814年初頭、『ハイデルベルク文芸年報』(Heidelbergische Jahrbücher der Literatur) に「ドイツのための一般民法典の必要性について」が発表された。この著者(最初は匿名で発表された)ティボー (A. F. J. Thibaut) の論文に対して、サヴィニーは「立法および法学に対する現代の使命」を刊行する。それは当初、『中世ローマ法史』の「序文」として準備されていたものであったが、状況の変化に応じて、急遽書き改められ公表されたのであった²¹⁾。そうした折り、同年11月1日、ヤーコプは、ウィーンから、当時故郷カッセルで図書館員の職を得ていた弟ヴィルヘルムのもとへ手紙を出している。「お前はサヴィニーより法典に関する彼の論文を受け取ったであろう。あれは自分の気に入った。そしてあれは我々の意見にも一致するものであり、また我々の意見を承認するものでもある。・・・自分はサヴィニーがああ論文を書いたことを喜んでいる。彼の論文はまったく彼そのままである」²²⁾。

20) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 13. 訳書, 132頁。

21) 河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論』(創文社, 1978), 96, 388頁参照。

22) zit., J. Stern (hrsg.), Thibaut und Savigny, Darmstadt, 1959, Einleitung, S. 14.
長場正利訳『ザヴィニー・ティボー法典論議』(早稲田大学法学会, 1930), 5頁参照。

ところで、そのウィーン滞在について、ヤーコプは、「私の個人的な勉強のためにもむだではなかったし、・・・特によかったのは、その頃、スラヴ語にも親しみはじめたことでした」とだけ述べ、会議そのものについては「自叙伝」は何も触れていない。

そのウィーンから戻るとすぐに、今度は、プロイセンの宰相ハルテンベルクの依頼でパリへ向かう。「プロイセンの各地方から盗みだされた古文書を捜査して、返還請求」をするためであった。パリで彼は「プロイセンの大審院判事アイヒホルン (preuß. Geh. Kammergerichtsrat Eichhorn)」と知り合うようになる。アイヒホルンは翌16年に、新設のボン大学に、ヤーコプを教授として招聘することになる。しかし、それに対して、ヤーコプは「ヘッセン国で生き、ヘッセン国で死のう」²³⁾ という思いから、その申し出を断っている。

1815年末カッセルに戻ったヤーコプは、フランクフルト連邦議会へのヘッセン国の大使館書記官 (Gesandtschaftssekretär) として任用したいという選帝侯の申し出を断り、望んでいたカッセルの図書館のポストを得た (1816年4月16日)。かつてパリで一緒に仕事をしたこともある兄弟の尊敬する古代学者フェルケル (Völkel) が館長、ヤーコプ副館長、ヴィルヘルムが書記であった。その頃をヤーコプはこう記している、「このときから、私の生涯のうちでもっともおちついた、勤勉な、おそらくもっともみのり豊かな時期がはじまりました」²⁴⁾。そして、兄弟にとって、「適度な、正当な昇給さえおこなわれれば充分」で他に望むことはなかった。

実際、その間、兄弟は比較的落ち着いた生活を送ることができ、また、ヤーコプにとっても自国に根を下ろした精力的な執筆活動が始まる。

まず、グリム童話を産んだ女性として、グリム兄弟の妹ロッテの友達であったヴィルト家の姉妹とハッセンプフルーク家の姉妹は有名であるが、そのハッセンプフルーク家の息子ルートヴィヒとロッテが1822年7月に結婚した。この妹の結婚生活は必ずしも幸せなものではなかったようだが。

23) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 16. 訳書, 136頁。

24) Ibid., S. 14. 訳書, 133頁。

続いて、25年5月には、ヴィルヘルムが、ヴィルト家の三女ドルトヒエン (Dorothea) と結婚する。「私は妻を子供の頃からすでに知っていた。私の母は、いつかそうなるだろうとは考えることなく、彼女を自分の子供のよう可愛がっていた」²⁵⁾ とヴィルヘルムは書いている。彼女は、病弱の夫だけでなく、生涯独身であり、同居していた兄ヤーコプの面倒をも一手に引き受けることになる。弟夫婦には26年4月に男の子が生まれ、兄からヤーコプの名前をもらうが、同年末には死亡する。が、また、28年1月に子供ができ、妻方の祖父の名をとってヘルマンと命名した²⁶⁾。

5 当時の著作活動を、いくつかの「序文」を紹介しながら覗いてみよう。

先ず、時間的に少し遡るが、『グリム童話』初版第1巻の「序文」で (日付は、1812年10月18日)、兄弟は次のように書いていた。

「いくつかの特記した例外を除き、ほぼすべてが、私たちの出身地であるヘッセンとマイン地方とキンツィヒ地方で、口伝の形で収集されました。……これらの昔話を書き留めるのに、今は、まさに適切な時であったように思われます。なぜなら昔話を語り継ぐべき人々が、ますます少なくなっているからです。というのは、住まいや庭の中の人目につかない場所が、空虚なきらびやかさに屈するように、昔話にまつわる風習そのものが、どんどん少なくなっているからです。昔話について話すときの冷やかな笑いは空虚なきらびやかさによく似ていて、一見上品そうに見えますが、ほとんど価値のないものです。昔話が息づいているところでは、人はそれはいい話だとか、悪い話だとか、詩的であるとか、面白味がないとか、考えることはありません。人は、話を知っていて、話を愛しています。なぜなら、そのように話を受け取っているからです。そして、昔話を楽しむ

25) W. Grimm, Selbstbiographie, S. 184.

26) Ibid., S. 185.

27) 吉原高志・吉原素子訳『初版グリム童話集1 (全4巻)』(白水社, 1997), 10, 11頁。ちなみに『グリム童話』(正確には『子供と家庭のメルヒェン』 Kinder- und Hausmärchen) は兄弟の生存中、7回、版を重ねた。初版の2巻は、それぞれ1812年、15年出版

のに、何の理由も必要としません。そういった風習は素晴らしいものです」²⁷⁾。

「私たちは、これらの昔話をできるだけ純粋な形で理解しようと努力しました。……いかなる状況も書き加えたり、美化したり、削除もしませんでした。というのは、それ自体でこんなにも豊かな話を、アナロジーや類推で長くしないように努めたからです。昔話は作り出すことができないものなのです。こういった意味では、ドイツにはこれまで昔話の収集は存在しませんでした。ほとんどの場合、昔話をもっと大きな話を創作するための素材として使い、そうしなくても価値のあった昔話を、恣意的に拡大し、書き替えたのです。そしていつでも子どもの手から子ども特有のものを奪い取り、そのかわりに与えたものはなにもありませんでした。……昔話を本当に的確な方言で語る事が幸運にもできたならば、昔話はずっとすばらしいものになっていたでしょう。このことは、言葉についてのいかなる教養や繊細さや技巧が獲得されても、それらが役立たずの厄介ものになってしまうことをよく示しています」²⁸⁾。

1815年にはまた、ヤーコプは、同年にサヴィニーとアイヒホルンが共同で創刊した『歴史法学雑誌』(Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft)の第1号には「古ゲルマン固有の秘密殺人の贖罪方法」²⁹⁾を、続いて第2号に「法の内なるポエジー」(Von der Poesie im Recht)を発表する。以後、彼はこの雑誌に、いくつかの論文を発表することになるが、この論文の冒頭でヤーコプは次のように述べる。

「法をポエジーの観点のもとに捉え、ポエジーによって法に関する生き生きとした証言をおこなわせることも一度くらいは許されよう。こうした

され、第7版は1857年の出版である（なお、兄弟は初版以来、第86番までを第1巻とし、第87番以下を第2巻としている）。また、兄弟自身による2冊の注釈書があり、1822年、56年に公刊されている。それとは別に、ヤーコプ・グリムが、1808年にサヴィニーに宛てて送った7編の手稿があり、また、数奇な運命をたどって1927年に発見されたいわゆる「エーレンベルク稿」（1810年10月に、兄弟がブレンターノに送った資料）がある。ハインツ・レレケ、小澤俊夫訳『グリム兄弟のメルヒェン』（岩波書店、1990）参照。

28) 吉原高志・素子、前掲訳書、17、18頁。

29) J. Grimm, Über eine eigene Altgermanische Weise der Mordsühne, in; Kleinere Schriften, Bd. 6, Hildesheim, 1991, S. 144ff.

試みを、今まさにわがドイツの古事物 (unser deutsches alterthum) が要求しているからだ。そのなかには、様々な時代の貴重な記念物が、ゲルマン民族が住んでいた地域ごとに豊富に見出される。法ないし法慣習のかくも大がかりな集成を、他のいかなる民族がもっていようか。古代から中世にいたる、また民族総体のみならず地方的共同体にまでいたる固有の法ないし法慣習を、しかも文書や書物の形で、他のいかなる民族が示すことができようか。・・・祖國的なものへのこうした愛着は民族の特性として長いあいだ是認されてきたとはいえ、次第に放棄されてもきたようだ。しかしこれは民衆には受け入れがたいものであった。・・・古えの真理にしたがえば、母なる大地はなによりも強い。われわれのかたわらに在りつづけたものをないがしろにすべく、長い愚かな時代がわれわれを訓練し習慣づけてしまった」³⁰⁾。

法学者としてのヤーコプの視点が、鋭くかつみずみずしく提示されている。要するに、この論文は、ドイツ法の歴史を溯って「慣習法の内部に詩 (= 史) 的言語を発見する試み」である。

『グリム童話』の初版第2巻が出たのが1815年秋である。それから間をおかず、彼らは『ドイツ伝説集 (Deutsche Sagen)』第1巻 (第2巻は1818年) を出版することになる (「序文」の日付は1816年3月14日)。

「故郷 (Heimat) というものによって何びとにも一個の守護霊 (ein guter Engel) がつけられている。われわれが人生に乗り出す時、いつもこの霊が親しい道連れとして付き添う。これがいかに有難いことかもし分らないならば、一度祖国 (Vaterland) の境を越えて守護霊から離れてみるがいい。たちまちその有難さを痛感するであろう。この慈しみ深い道連れとはすなわち童話 (Märchen), 伝説 (Sage), 歴史 (Geschichte) という無尽蔵の宝のことである。この三つは互いに並び合ってそれぞれに遠い昔の爽やかな瑞々しい精神をわれわれに伝える。三者は各々独自の領域を

30) J. Grimm, Von der Poesie im Recht, in; Kleinere Schriften, Bd. 6, S. 153. グリム, 堅田 剛訳「法の内なるポエジー」前掲『グリム兄弟 (ドイツ・ロマン派全集 第15巻)』所収, 217, 218頁。

持つ。童話にあっては詩的要素 (poetischer) が勝ち、伝説においては史的要素 (historischer) が勝る。童話は生れながらに花も実も備えてそれ自身で確と立つ。これに比して伝説は色合いの華やかさは劣るが、よく知られたもの——ある場所や歴史上実在した人物などとの結びつきを特徴とする。…… [しかし] 両者の相違点を強調するあまりその共通点を看過するようなことがあってはならないし、両者が限りなく混じり合い絡み合い、多かれ少なかれ相似たものになっている事実を否定してはならない。歴史に比べると童話も伝説も感覚的に自然かつ理解可能なことを絶えず理解不可能なものと混ぜ合わせている点で一つである。歴史は——われわれの教養が要求するところに適うほどの歴史ならば——このようなことが記述に混じるのを許さない。歴史は理解不可能なことをそれ独自の方法で、全体を考察する中から新たに探り出してこれを敬うすべを知っている」³¹⁾。

1819年3月には、『ドイツ語文法 (Deutsche Grammatik)』第1部 (第2部は26年, 第3部31年, 第4部37年) を刊行した。この著作はサヴィニーに捧げられている。「序文」には次のような一節がある。「地上のどの民族も、言語にかんしてドイツ民族のような歴史をもっていない。その源泉は二千年もの過去に溯る。そしてその二千年の間、証拠や記念物を残さない世紀はない。世界中のどのような古い言語が、そうした一連の長い出来事を示すことができるであろうか」³²⁾。彼はこの大著で、いわゆる「グリムの法則」を樹立したのであるが、その業績にかんしては、「ローマ法制史におけるサヴィニーの歴史的方法を言語研究に応用したもので、必ずしも独創的ではなく、かつ……大胆なあやまりをおかしているところもあるが、従来の哲学的規範的文法から脱却し、比較的歴史的方法で、ドイ

31) Brüder Grimm, Vorrede zu: Deutsche Sagen, Band 1, in; Kleinere Schriften, Bd. 8,1, Hildesheim, 1992, S. 10, 11. 桜沢正勝・鍛冶哲郎訳『ドイツ伝説集 上巻』(人文書院, 1987), i, ii頁。

32) J. Grimm, Vorrede zu: Deutsche Grammatik, Erster Theil, in; Kleinere Schriften, Bd. 8,1, S. 38.

33) 高橋, 前掲書, 160頁。なお, 早川武夫『法律英語の基礎知識』(商事法務研究会, 1992) 277頁以下には、「グリムの法則」について興味深い「付録」が掲載されている。

ツ語を越えて広く印欧語の発展の中に音韻推移の法則をとらえた功績は、きわめて高く評価されている³³⁾と評されている。

1819年にはまた、『グリム童話集』の第2版が出版された。「序文」(1819年1月3日)からいくつかの節を紹介すると、

「とにかくヘッセン人は、わが母国の諸種族のうち、時代の変化の中で、古い居住地と、その性質の独自性を、もっともよく堅持した種族のひとつにかぞえられなければなりません³⁴⁾。

「わたしたちがここにメルヒェンをあつめたその手法についていえば、わたしたちはなによりもまず、忠実さと真実性を重視しました。すなわち、わたしたちは、なにひとつとして、かつてにつけくわえることはしなかったし、いいつたえの細部も、一連のできごとさえも美化することはせず、その内容を、わたしたちがきいたとおりに再現しました³⁵⁾。

「伝承に学問的価値をみとめるならば、すなわち、伝承のなかに、むかしのものの考えかたや教育の考えかたがたもたれていることをみとめるならば、その価値は、手をくわえることによって、ほとんどかならずほろぼされるであろうことは、だれにも理解できます³⁶⁾。

ところで、この第2版の「序文」でも、「しあわせなぐうぜんのひとつは、カッセル近郊のニーダーツヴェールン村で、ひとりのお百姓のおかみさんを知ったことでした」と紹介されているフィーマンお婆さんとグリム兄弟は、1813年6月頃から知り合うようになる。彼女は仕立て屋のおかみさんであるが、野菜の行商などをして、その帰りにグリム兄弟にメルヒェンを語って聞かせたようである。このフィーマンお婆さんが、第2版第2巻の口絵を飾ることになる。もちろんそれは、兄弟が、この語り手を重視していたことにもよるが、しかし、そこにはなお別の深い意味も込められていた。たとえば、我が国のグリム研究者は、そのことの持つ意味、重要性を次のように指摘する。「それは、本の口絵に、名もない、いなかのお

34) 小澤俊夫訳『完訳 グリム童話—子どもと家庭のメルヒェン集—』(ぎょうせい, 1985), 479頁。

35) 同書, 480頁。

36) 同書, 482頁。

ばあさんのすがたが、かかげられたのは、ヨーロッパじゅうでこの本が最初だからです。名もない、いなかの年寄りの語ることに、重要な意義があることを、これほど明確にしめたことは、ヨーロッパの文化史のなかで、革命的とさえいえるでありましょう。小さな、無名のものにかぎりない愛着をもち、その価値をどうどうとみとめるグリム兄弟の思想が、ここにしめされていると思います³⁷⁾。

1828年に、ヤーコプは大著『ドイツ法古事誌』(Deutsche Rechtsalterthümer)を出版する。その「序文」で、古来の法生活を担っていた言語の探求を通じて、ゲルマン法秩序を生き生きと再生させよう、という自己の試みの趣旨を述べる。彼は「今日、ドイツ法の学問は、とりわけアイヒホルンの手によって、新たな活気をみせている。しかし、古事学本来の研究(die eigentlich antiquarische Forschung)についていえば、今日のゲルマニステンの歴史的な傾向そのものからして期待されるほどの成果を挙げるにはいたっていない・・・古事(alterthum)に対して内的に関与することを妨げているのは、なんといっても今日の我々のおかれている状況への過剰な傾向である」。そこでヤーコプは、「歴史法学者」(ein historische Rechtsgelehrte)と「古事学研究者」(ein Alterthumsforscher)とを区別して、「歴史法学者が、新しきものを旧きものの歴史から説明するのに対し、古事学研究者は、旧きものを旧きものそれ自体から説明し、新しいものからの説明は単に補助的な形でなすにすぎない。古くなってしまったものを前者が捨て去って顧みないのに対し、後者は単に新しいというだけではこれを取り上げない。前者が旧きものを新たな法の体系に組み込ませざるを得ないのに対し、後者は旧きものの多種多様な現象をより広汎でより自由な基礎に立脚させようという傾向をもっているのである³⁸⁾。ヤーコプは、自らを「古事学研究者」と規定し、その視角から、いわゆる「歴史法学派」内部の問題、あるいはひろく祖国ドイツに対する自己の使

37) 小澤、「解説」、同書、491頁。

38) J. Grimm, Deutsche Rechtsalterthümer, (Göttingen, 1828), Frankfurt/Main, 1985, S. VI, VII. なお、河上倫逸『法の文化社会史』(ミネルヴァ書房, 1989), 142頁以下参照。

命、を考え抜こうとするのである。

6 しかし、この間ヘッセン国選帝侯ヴィルヘルム一世が亡くなり(1821年)、図書館の管理体制が改変された。また、1829年に館長のフェルケルも亡くなった。図書館に任用されて以来、兄弟は一度も昇給がなかったようで、かつ、ヤーコプは後任の館長になれるものと思っていたが(選帝侯に懇願書を提出している)、それも却下された(29年2月5日)。新館長には「図書館について何も知らない人物」ロンメルが就き、「この無責任な任命は、私たちをいたく不愉快にしました」。結局、兄弟は、百ターラーの昇給を受けただけで、身分はそのまま、ということになった。「これで、私たちふたりにとって、将来の昇進への望みは断たれました」³⁹⁾。

兄弟は、そうした処遇に憤り「名誉の感情」に従って、1829年夏、隣国ハノーファーのゲッティンゲン大学からの招聘を受け入れることになる。「軽い心をもってでなく、重い心をもって」カッセルを去る。「愛する、住みなれた故郷を捨てることは、以前と同様、私たちにはつらく、悲しいことに思えました」。彼の生地ハーナウ、少年時代を過ごしたシュタイナウも、叔母に引き取られたカッセルも、学生生活を送ったマールブルクも、ドイツの一小領邦にすぎないヘッセン国内の都市である。一時期、サヴィニーの求めに応じてパリで手伝ったり、また、公使館書記官として戦後処理のためウィーン会議に列席したりと何度か外国へ赴くことはあっても、生活の基盤はつねにヘッセンであった。はじめて、外国へ生活の基盤を移すことになる。同年10月20日、ヤーコプは正教授兼図書館長、ヴィルヘルムは副館長(35年には正教授)に任命され、「相当な俸給」が保障された。翌30年1月、大学に着任し、夏学期からヤーコプは「ドイツ法古事学」(Deutsche Rechtsaltertümer)を講義することになる。

「私の努力はすべて、私たちの古い言葉、詩法(Dichtkunst)、それに法制史(Rechtsverfassung)の研究に直接的に捧げられているか、また

39) J. Grimm, Selbstbiographie, S. 16. 訳書, 136頁。

は間接的に関係している」。それらは、多くのひとにとって不毛なものと同映るかもしれないが、しかしそれは「私たちの共通の祖国にかかわるものであり、祖国への愛をつちかうものです」⁴⁰⁾。ヤーコプは「自叙伝」の末尾のほうで、次のように述べる。私の原則は「これらの調べもののなかで何も過小評価しないこと、それどころか、小さいものは大きなものの説明に、民衆の伝承は書かれた記念碑の説明に必要である、ということでした」⁴¹⁾。

ヤーコプのゲッティンゲン大学の就任講演は1830年11月13日に行われた。それはラテン語で行われたが、題目は《 de desiderio patriae 》、すなわち「郷愁について」(Über das Heimweh)である。一見感傷的で、口にだせば陳腐になりかねないタイトルであるが、ヤーコプ自身によって書かれたドイツ語による要旨が、同年の『ゲッティンゲン学報』(Göttingische gelehrte Anzeigen)に掲載され、彼の著作集に収録されている。それは言語の問題を中心に、人間各人の生まれた国に対するいわば「郷土愛」が主題となっている。

その講演は、導入部でまず、「人間にとって快適に暮らせるところなら、そこがその人間の祖国である」(da wo es dem menschen wohl ergehe, sei sein vaterland)という言い古された決まり文句の誤りを指し示し、「祖国愛(vaterlandsliebe)というものは、神聖でかつ、各人の胸の奥深くに刻み込まれた感情であるから、その愛は、われわれが生国(geburtsland)で見舞われた苦悩や災禍によって弱められるどころか、かえって強められるものである」と語り始めて、その後、われわれが「父祖の地」(der väterliche boden)からおかげをこうむっている特有な恩恵につい

40) Ibid., S. 18. 訳書, 137, 138頁。

41) Ibid., S. 18. 訳書, 138頁。ヤーコプのこの「自叙伝」は、1829年3月、兄弟がまだ、カッセルの図書館に勤務していた頃、郷土の人名辞典(『ヘッセン国の学者、文士、芸術家の歴史の基礎』Grundlage zu einer hessischen Gelehrten-Schriftsteller- und Künstler-Geschichte)に寄稿するよう依頼されてできたものである。しかし、その直後、兄弟の身边にも大きな変化が起き、結局、それはゲッティンゲンで書かれ、その人名辞典が刊行されたのは1831年である。高橋健二『グリム兄弟とアンデルセン』(東京書籍, 1987), 99頁以下参照。

て展開されていく。

「郷土から受ける恩恵は、他の何物をもってしても代えることのできないものであり、抑えがたい望郷の念が、一たび国外へ移住した人々を、郷土 (heimath) に引き戻すのである。郷土においてこそ、われわれのあらゆる生活環境にとって穏やかな安らぎが形作られ、そして、その安らぎからまた、あらたな仕事や計画への意欲がわいてくるのである。郷土においてこそ、われわれの歩みは、しっかりと地についたものとなり、異郷にあっては、足もすべりがちである。われわれの想像力 (phantasie) は、ごく幼い頃から祖国の伝説 (sage) や歴史 (geschichte) によって生まれ、消し難い追憶もそうしたものと繋がっている。お墓さえも、先祖の遺徳に見習って努力するようわれわれを鼓舞し激励するのである」⁴²⁾。その後、講演は「祖国愛」「郷土愛」の絆としての言語の問題に触れていく。

ところで、このゲッティンゲンも、兄弟にとって終の住処ではなかった。1837年6月ハノーファー王国の新国王となったエルンスト アウグスト (Ernst August) は、同年11月に前国王のもとで制定された憲法を一方的に廃棄し、官吏がその憲法に対して行った宣誓を解除した。それに対して、グリム兄弟を含む7名の教授が「抗議書」を提出する。結局、この7名は国王によって罷免され、ヤーコプを含む3名は国外追放となる。この「ゲッティンゲン七教授事件」によって、ヤーコプは同年末にはカッセルへ向かうことになる。翌38年1月、彼は、この事件の性質と自らの信念を表明するため『彼の免職について』を書く。それは、ドイツではなく⁴³⁾、スイスのバーゼルで刊行された。

この弁明書は、「誓いはどこへいったのか」(War sint die eide komen?) という怒りにふるえるニーベルンゲンの問いを題辞として冒頭に掲げている。もちろんその文書は、大学の使命や教授の任務、良心、またそれゆえ憲法への宣誓の問題が中心ではあるが、そうしたなかで、自らを振

42) J. Grimm, Auszug aus der Rede über das Heimweh, in; Kleinere Schriften, Bd. 5, Hildesheim, 1991, S. 480.

43) この弁明書の標題とそれのもつ意味について、高橋、前掲『グリム兄弟』、175頁以下参照。

り返っている一節がある。

「私は、貧しいながらも律義な、しかし早くに亡くした両親のもとで、ヘッセンで生まれました。そしていまなお、私の故郷のもっている特性、それがたとえ欠陥や欠点といったものであろうとも、それらのものすべてに向き合いたい感情に襲われます。・・・われわれが外国人と一緒に活動していた時、わたしの仕事は、ドイツの見栄えのしない、それどころか軽蔑されていた状態や特性を探求することに向かっていき、そこにわたしは照準を定めようと努めた。この研究は、当初、苦しい骨の折れるものであったが、しかし、非常に慰めにもなった。わたしは、ドイツが屈辱的な束縛に見舞われるのを、つらい痛みをもって眺めた。わたしの生まれた国（mein geburtsland）は、その名前すら消されてしまった。わたしには、ほとんどすべての希望が消え去り、すべての星が沈んでしまったように思えた時、はじめて、構想していた仕事の糸をふたたび結びあわせ、悲壮な思いでしっかり結びつけるという方向にわたしは向かっていった」⁴⁴⁾。

弟ヴィルヘルムも免職ではあったが、彼は国外退去に1年間の猶予が与えられていたので（ヤーコプは3日以内）、しばらくはゲッティンゲンに留まることができた。その頃のカッセルでの不如意な生活は、しかしまた、「辞典」を生んだ。「経済的事情」もあって引き受けたこの仕事は、刊行予告が1838年8月29日、第1巻が完成したのが54年、最終巻16巻32冊が完成したのが、1961年である。『グリムのドイツ語辞典』は、そういう辞典であった。

7 その後、ベッティーナの働きかけもあって、1840年11月、プロイセンの文部大臣アイヒホルンから招聘状が届き、翌41年3月、兄弟はベルリン大学へ赴任する。ドイツ文学者会議やフランクフルト国民議会にも出席するが、ヤーコプは基本的に大学人であった。と同時に、彼にとって「苦痛の雑事」でしかなかった講義も、じつは48年までしかなされなかった。

44) J. Grimm, Über meine Entlassung, in; Kleinere Schriften, Bd. 1, S. 27.

その意味では、「書齋の人」であった。

1840年、ヤーコプの生涯の仕事となったゲルマンの農民や民衆の伝統的な法慣習の裁判記録である『判告録』(Weistümer)の第1巻が刊行される。

1859年暮れ、弟ヴィルヘルムが亡くなり、翌年開かれた追悼講演で、弟を偲びながら、ヤーコプは兄弟が歩んだ研究の動機を語っている。

「ひとは、自分の祖先たちがうわついたりその衝動によってではなく、むしろ信頼のおける慣習に従って長いあいだ育ててきたものを軽んじようとするとき、自分自身を軽んじているのではないのでしょうか。古典文学の栄養たっぷりの料理や、ありとあらゆるごちそうのあと、口にあうのは素朴で実のある家庭料理であります」⁴⁵⁾。

愛すべき妹ロッテを亡くし、三男カール (Karl)、四男フェルディナント (Ferdinand) を亡くし、生涯共に過ごしたヴィルヘルムを失ったヤーコプにとって、唯ひとり残された弟ルートヴィヒも、1863年4月、カッセルで亡くなった。しかし、そうした状況のなかにあって、ヤーコプは、『判告録』第4巻の出版について、みずから、1863年の『ゲッティンゲン学報』に紹介の筆をとる。

『判告録』について彼は次のように述べる。それは「生き生きとした自由な法の伸びやかな発露、成果である。その法は、民衆自身のもとで慣習として生じ、民衆の法廷で正当性を与えられ、消え去ることもぐらつくこともなく、そして支配者の側からの立法をも必要としなかった法である」⁴⁶⁾。

その紹介文の書き出しはこうであった。「わたしの仕事のすべては、祖国 (das Vaterland) へ向かっていた。また、祖国の地盤からわたしの仕事は力を得てもいたのである。無意識的また意識的にわたしの念頭に浮かんできたのは以下のこと、すなわち、祖国が我々をもっとも確実に案内し

45) J. Grimm, Rede auf Wilhelm Grimm, S. 167f. 訳書, 146頁。

46) J. Grimm, Weistümer gesammelt von Jacob Grimm, in; Kleinere Schriften, Bd. 5, S. 453.

47) Ibid., S. 452.

指導してくれるのであり、我々は、なによりも先ず祖国に義務を負っていることであった」⁴⁷⁾。

そう書いて間もなく、同年9月20日、ヤーコプ グリムも死亡し、弟ヴィルヘルムの隣の墓に埋まった。

ヤーコプ グリムの業績について、彼を弟ヴィルヘルムとともに、「自己の民族の目をその過去へと向けさせたもっとも愛すべくかつもっとも民衆的な教育者の一人」である、と表現した現代の私法学者ヴィーアッカーのヤーコプ観を、最後に引用しておく。

「かれは、本質的には、ゲルマニスト的文献学・民族誌 *Volkskunde* および言語学の創始者であった。かれは、サヴィニーの指導によって法史学に足をふみ入れたが、この法史学に対するグリムの貢献を規定したのは、それゆえ、法についての問題であるよりも、むしろ過去の文化全体のうちにおける法の地位についての問題であった。《法のうちの詩について *Von der Poesie im Recht*》・《ドイツ法古事 *Deutsche Rechtsaltertümer*》・《宣示蒐集 *Die Sammlung der Weistümer*》，これらの著作のすべてを特色づけるのは、魅力的かつ創造的な〔グリムの〕人柄——かかる人柄は、ドイツ精神史中にも、これに匹敵するものは、そう多くは見当たらない——のもつ温かみと着想とであった。《法古事》は、それと同時に、以上の特質が広汎な法源知識および文献学上の正確さと結びついている点でも、卓越していた。グリム兄弟による《ドイツ語の歴史 *Geschichte der deutschen Sprache*》への示唆・《ドイツ語辞典 *das Deutsche Wörterbuch*》の創設および《子供および家庭のお伽噺 *Kinder- und Hausmärchen*》は、これらの能力の源泉を示すものである。ヤコプ グリムは、かかる諸能力を利用して、単にドイツ古事学を創設したのみならず、本源的なかつきわめて純粋な意味において、ドイツ人の自己理解にも影響を及ぼしたのである」⁴⁸⁾。

48) ヴィーアッカー、鈴木祿弥訳『近世私法史』（創文社、1961）、489、490頁。Vgl., Franz Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 2.Aufl., Göttingen, 1967, S. 405ff.

第二節 佐喜眞興英の生涯

1 31歳で夭折した佐喜眞興英に「自叙伝」を書き残す暇はなかった。そうしたなかで、〈佐喜眞興英全集〉に収録されている佐喜眞道夫編「年譜・家譜」¹⁾は、直接、佐喜眞と関わりの深かった人々の証言が、年譜を追うなかで塩梅されていて貴重である。他にそうした研究資料もないようなので、それを導きの糸（ニーヌファブシ）にして、彼の生涯を追ってみたい。

佐喜眞興英は、1893（明治26）年11月24日、中頭郡宜野湾村新城で生まれ、幼少時に本家（首里畑 スイパタキー）の養子となる。幼い頃、彼は弱虫、泣き虫、内気で、そもそも身体が弱かった。そして、その病弱な体質は、彼の生涯の営みを覆うことになる。その頃の証言にでてくる、祖母がよく昔話を語り聞かせたことと三味線が好きであったことは我々の興味をひく。彼が三味線をひくことを養父の加那は猛反対したが、それでも親の目を盗んで練習したようである。

1908（明治41）年3月宜野湾尋常高等小学校を卒業、4月沖縄県立中学校入学。

佐喜眞が入学した頃の中学の雰囲気を知る意味で、彼の一期後輩にあたる宮良長詳の当時の先輩評を引用すると、

「僕等の一年時代五年に居られた田中寛氏は・・・水泳大会では風月楼の下で那覇港内に立泳ぎしつゝ、達筆で字を書いて万人から拍手喝采をされた。・・・四年生の先輩に池宮城積宝が居られた。大天才で、英語をよくし英語の詩を作り哲学を論じ行動は常に人の意表に出づるを以て有名であった。惜しいことには事志と違い万事意の如くならず不遇の裡に此の世を去られたとかや実に惜しい人物であった。同じく四年生に徳田球一氏が居った。此の人ほど一中出身者の中で天下に否世界に名の知れた人は居るまい。氏は一中時代は平凡な背の低い瘦せ型の生徒で、常にラケットを手にして

1) 佐喜眞道夫編「年譜」佐喜眞興英『女人政治考・霊の島々 〈佐喜眞興英全集〉』（新泉社、1982）所収、528頁以下。

運動場でテニスばかりして居ったことが思い出の種である」。続いて三年生では後藤武夫を取り上げ、彼の卒業式式場での「所感」、ハプニングを紹介している。また、「後輩では石川正道君が一番印象深い。・・・一中時代から英語の外は何もかも放擲して顧みず・・・今日ではあんなに大成し英語の方にかけては法学博士清瀬一郎氏の東京裁判に於ける英語の弁護論を冷笑批判する程の大家になって居る」。

宮良は二年生では佐喜眞を取り上げて紹介している。

「私等より一級上の先輩に佐喜眞興英氏が居った。氏は宜野湾新城の出身であった。秀才で勉強家であった。西洋史の試験問題の答案を全部英語で書いて提出した程のえら者であった。常にクラスのトップを占め首席で卒業し直ちに一高にパスし東大法科を卒業して司法官になった。生きて居れば沖縄県最初の法学博士になったであろうに才子薄命の例に洩れず春秋に富む身を以て夭折されたのは痛惜に堪えない」²⁾。

同期生はどうだったであろうか。佐喜眞の同期で、三高、京都帝大法科卒で判事となった当間重剛の回想によれば、

「中学の同期生には、秀才や勉強のよくできるのが多かった。在学中平均点九八点以上でとおして、今でも語り草になっている佐喜眞興英君をはじめ下地玄信君や河野国広君らをトップクラスに呉屋良幸君、大城朝申君、伊野波盛応君、仲宗根源和君、仲村渠常樽君、平敷安亮君らがいて、条件に恵まれて高等学校、帝大のコースへ進んだのが五名もいたが、田舎の中学校としては珍らしく粒揃いの学年だったといえよう。佐喜眞興英君は一高から東京帝国大学法学部の秀才コースをストレートに進んで判事になったが、三十歳の若さで、これからというときに肺病で死んでしまった。いかにも学究らしく『女人政治考』ほか幾つかの司法関係の著書や論文をのこした」³⁾と記されている。

佐喜眞が入学した前後の時代を偲ぶ「回想記」には英語の達者な学生の

- 2) 宮良長詳「恩師素描」(『養秀 創立八十周年記念』養秀同窓会, 1961), 120頁以下参照。なお佐喜眞興英の卒業前後の人物等については『社団法人 養秀同窓会 会員名簿』(創立百周年記念事業期成会, 1980)が役に立つ。
- 3) 当間重剛『当間重剛回想録』(当間重剛回想録刊行会, 1969), 31頁。

話がしばしば出てくる。それについては外人教師の影響を見逃すわけにはいかないだろう。英国人ヘンリー・E・アモアが、1904（明治37）年11月、初の外人教師として採用された。彼は、1908（明治41）年2月、佐喜眞が入学する直前に病死するが、二代目宣教師H・B・シュワルツがまもなく着任、彼が帰国すると同じく宣教師E・R・ブル（およびその夫人）が勤めた。そして彼らが、最後の外人教師であった。佐喜眞の二期後輩の回想によれば、彼らは三年次にブル夫人からリーダーを習っているので⁴⁾、おそらく佐喜眞は、二代目、三代目の外人教師から直接英語の指導を受けたであろう、と推測される。しばしば引用される「佐喜眞と下地玄信は、校内では英語以外では話さない約束をした」とか、佐喜眞は「日曜日〔新城に〕帰省する時でも、車上で英語辞典を離さなかった」といった語り草も、彼ら外人教師の影響が大きかったにちがいない。佐喜眞の「英語カップル」であった宮古出身の下地玄信の回想によると、「ある時、二人で重大な密約をした。それは『二人で成績の一、二番を独占して都会人に打ち勝とう』ということであった」。それから、例の英語がでてくる。「もし違反した時はその都度五銭の罰金を出す約束をした。ある額に達すると、那覇石門にあった森そばやか首里の大城饅頭屋で快食したが、僕が3対2くらいで敗けた」⁵⁾。

また、佐喜眞の四期後輩の宮里栄輝の回想によれば、「入学の時の最上級五年生（大正2年、第25期卒）の印象が特に強い。五年甲組の級長佐喜眞興英氏は、私の入学式の日、偶然その下宿屋で話題に出たその人であった。学芸会の席で英語演説を試みていたが、沖縄の歴史上有名な護佐丸の

4) 比嘉徳太郎「回想録」（『養秀百年』養秀同窓会、1980）、285頁以下参照。

5) 下地玄信「一中時代」（『同』）、282頁。下地玄信については、なお亀川正東『育英の父 下地玄信』（下地玄信氏顕彰期成会、1973）参照。

6) 宮里栄輝「追憶断片」（『同』）、296頁以下参照。但し、宮里がそこで述懐している山口校長の「佐喜眞君が上級学校入試の通例に倣って、一高に無試験入学を願い出たが、不許可となり、奮然として入試に応じ」合格した、という話（他にも、次註の島袋の回想にでてくる「特待生であろうが沖縄は無試験罷り通らぬ」話などがあり、おそらくそれらに依拠したと思われる〈佐喜眞興英全集〉「年譜」の該当箇所）は、在校生を叱咤激励する意味はあるだろうが、そうした制度の事実関係について、わたしには未だ不明なので判断を留保しておく。

中城城での討死のことがその内容であったと思う。中学時代からつとに氏が郷土の歴史に関心を持っていたことが伺える」⁶⁾ とある。

中学時代、佐喜眞は、同期生で「剣道の名選手」島袋光裕の家によく出入りしており、島袋もまた佐喜眞の下宿を時々訪ねている。ただ、「秀才の見本」佐喜眞も（えてしてそうしたタイプにありがちなことかもしれないが）、「学科のうち図画、習字は苦手だったので私〔島袋〕の家に来る時はいつでも図画や習字をして遊んでいた」。また友人が佐喜眞の下宿に来ると、「机の片隅からフラスコやアルコールランプを持ち出し、化学の実験を始め、質問のやりとりをやった。・・・〔友人たちは〕ほうぼうの態で帰ったのは勿論である。これが興英君の遊びであった」⁷⁾。ちなみに、島袋光裕とは、書家、舞踊研究家として著名な彼の人物である。

そうはいっても中学生である。彼はその頃囲碁を覚え、先にも紹介した下地玄信とは「盤上」でも競い合っている⁸⁾。また、後の話になるが、上京した当初、佐喜眞は島袋光裕と囲碁を楽しんだようだ。「同じ下宿で毎日顔をつき合わせている関係で時たま彼〔佐喜眞〕に碁の手ほどきをやった。当時私〔島袋〕は十二三級位の碁だったかと思う。暫らく下宿は一所だったが通学の関係で〔島袋は早稲田〕別れ別れて暫く会わなかった。或る日彼がひょっくり訪ねてきたので碁盤を持ち出して向ったら半年たらずに、手を取って教えた彼に私が黒を持たされるようになったのだ。いくら口惜しがっても歯が立たなかった事を今だに忘れず、時に碁の話が出たら誰彼に話すことがある」⁹⁾。

英語を担当した外人教師と並んで、当時の教師陣のなかで特筆すべきは、「地理・歴史」の清水駿太郎である。当時彼は、東京帝国大学を卒業したばかりの青年教師であった。また福岡県出身の彼は「中学時代に一級上の

7) 島袋光裕「『女人政治考』の佐喜眞興英君」(『養秀 創立八十周年記念』), 113頁。

8) 下地玄信「一中時代」(『養秀百年』), 282頁。さらに、下地玄信が母校の『養秀 創立八十周年記念』に寄せた「佐喜眞興英君の思ひ出」によると、「昨年沖縄に行った時、せめて佐喜眞君の墓参りをしたいと思って其当時の主席であり同期生である当間君にも相談したがどうしても分らないのでアノ附近を通った時、車の中から遙拝して冥福を祈った」と記されている。115頁以下参照。

9) 島袋光裕、前掲, 114, 115頁。

広田弘毅（首相）と二人で、モンテクリストーやレー・ミゼラブルの翻訳も手がけた」ともいわれている。1918（大正7）年卒の「回想記」によれば——佐喜眞の5期後輩にあたる——、その頃「清水先生の東洋史の講義は、三年に進級する生徒の憧憬の的であったが、大学の史学科の講義にも勝る細心精緻の名講義であった」。ちなみに、教科書は、フランス文学者の桑原武夫の父、桑原隲蔵京大教授の『東洋史』（開成館発行）で「これは中学校教科書の小冊子ながら、現在でも史学界の名著として、高く評価され珍重されている貴重な文献である」¹⁰⁾。彼の一中への赴任年度を私は未だ確認してないが、清水の名前は、1911（明治44）年卒による回想までは溯ることができる。「初任から幹部どころの様だった」という印象が記されており、また「柔道初段の腕前」であったともいわれている¹¹⁾。その講義風景は、教科書を開くこともなく、それがまた学生にとって「驚異」で、かつユーモアもあったようである。たんに佐喜眞一人に限らず、彼は教え子たちに強い影響を与えており、「回想記」には一様に登場してくる。たとえば、「地歴の清水先生は教科書はそっちのけで地図と鞭丈でまるで講演でもして居られるようだった。教科書にない話が多いので欄外に書込むのに汗だくだった。答案は丹念に調べて赤インクで訂正してくださる。自分で書いた黒字より先生の赤字の方が多き時などほんとに頭の下る思いがした」¹²⁾。彼は、一中で教頭になり、1917（大正6）年には県立二中校長へ転出した。彼は『沖縄迷信集』という著書も公刊している。

後年、佐喜眞の『南島説話』、資料番号26「ムカデとニハトリ」の出所で「『ケツケレーツ』がムカデ消毒になる由は元沖縄二中校長清水駿太郎氏に初めて聞いたが、後民衆の話を聞いて見ると沖縄島では広く分布している俗信らしい」、番号99「龍の糞」の出所で「此は一般に話さるゝ所である。琉球には現に龍糞なるものがある。その何であるかは前二中校長清水駿太郎氏が調べられたことがある」と、その名があがっている。また、

10) 石川正通「教育直語」（『養秀百年』）、300頁以下参照。

11) 新里朝明「ライオン会々員の記録」（『養秀 創立八十周年記念』）、100頁

12) 宮里興保「中学時代の断章」（『同』）、139頁。

30番「神の使」では「此は清水氏の迷信集による」と記載されている。

『女人政治考』の「小序」（1926（大正15）年6月）で柳田国男は語る、「佐喜真君の知音としては、尚旧師清水駿太郎氏があった。濟々たる沖縄第二中学の出身生の中に、此人あることを自分が知ったのは、全く清水校長が慈父の如き情熱を以て、彼の多病を憂ひ、彼の完成を祈念した切々の言葉からであった。今に於ては先生は寧ろ、此の非凡の才能を見出すの明無くして、彼をして自ら知らず、遂げざる大抱負の為に空しく奮起せず、故郷の島に留まって、安らかな読書子の生涯を送らしめなかったことを悔いて居られるかも知れぬ。果して然りとするも、それも亦自然なる人間の私情ではあるが、尚我々は新日本の国学の為に、清水氏の推奨と刺激とを多謝すべき理由を有する」¹³⁾。

ちなみに、「沖縄学の父」伊波普猷が沖縄県立図書館の初代館長になったのが、1910（明治43）年8月、『古琉球』が刊行されたのが、その翌年の12月であるから、それらは佐喜眞の中学時代にあたることになる。

2 1913（大正2）年3月、佐喜眞は沖縄県立第一中学校を卒業する。彼の卒業の2年前の1911（明治44）年4月、県立中のそれまでの分校が独立して二中となったため、県立中は一中と改称されていた。当時の高等学校の入学試験は7月に行われている。そこで彼は、卒業後しばらくたってから、同期で一足先に東京に出ていた友人島袋光裕を頼って上京する。島袋は当時、修学旅行で知り合いになった神田三崎町の玉名館に下宿していた。その「主人は熊本のひとで長女が荒木繁子、次女が荒木郁子といって、青踏社同人平塚雷鳥と共に活躍した女傑」であった。そこへ突然電報が来る、「何時新橋着、ムカエ」。佐喜眞からである。新橋駅に「ロバーのような長い、特に目立つ浅黒い、シマの顔がプラットホームに現れた。そ

13) 佐喜眞興英『女人政治考』、前掲『女人政治考・霊の島々』所収、12、13頁。なお、「伊波普猷に、彼の人生を決めさせた恩師田島利三郎があり、そしてまたこの佐喜眞興英に、清水駿太郎があったということは、二人のすぐれた沖縄研究史をかざる俊才にとって、一つの幸わせであると同時に、運命でもあったのである」とも語られる。野口武徳『南島研究の歳月』（東海大学出版会、1980）、95頁。

れこそ『ドゥシンデーウマーラン』思いがした」と島袋は述懐している。[≡友達とも思えない]。竹皮の行李三個の中身は、よれよれの蚊帳、煎餅布団、飯茶碗、庖丁、まな板、そのうちランプも出て来た、という¹⁴⁾。そうした、いわば常識、世間知を越えた性質は佐喜眞の生涯にわたって付着しているように思われる。ともかく彼は玉名館に落ち着く。

ところで、この「荒木郁子の玉名館へ投宿」した出来事を、佐喜眞と女性解放思想との「最初の宿命的な邂逅」と、我部政男は重要視する。

「初めての東京で、しかも個性豊かな人々との接触が佐喜眞の内部に、ある確かな衝撃を与えたのである。私はこの玉名館での体験は、感じやすい佐喜眞に女性解放問題を考える直接的な契機を与えたものと想像している」¹⁵⁾。

実は、1910（明治43）年、佐喜眞の中学三年の時（16歳）、彼は新城ウタ（17歳）と結婚している。佐喜眞の東京での学資について「年譜」は、「ウタは使用人と共に、サトウキビ、豆、イモ、野菜を作って金をつくり、月々25円から35円送った」¹⁶⁾と記されている。

当時におけるこの金額のもつ重さを考えねばならない。

「あこがれ」を胸に抱きながら、意のままにならず、1906（明治39）年、故郷に帰り、母校渋民尋常高等小学校の代用教員となった石川啄木の初任給は「月給8円」であった¹⁷⁾。21歳の啄木は、その月給で、母親、妻節子、また、その年に生まれた長女京子を養わなければならなかったのである。

当時の沖縄での学資に関しては、中学で佐喜眞の一期後輩にあたる外間政恒の次の証言が参考になるだろう。

中学入学時は156名いたが、卒業時は69名であった。その理由は、落第組は別にして「経済的な理由で、余儀なく退学する者も相当に出た」。中学校へ収める月々の金額が、入学時には合計30銭（授業料が20銭、校友会

14) 島袋光裕、前掲、113頁以下参照。

15) 我部政男「夭折と苦悶の人・佐喜眞興英」、前掲『女人政治考・霊の島々』「解説」所収、505、506頁。

16) 佐喜眞道夫編、前掲「年譜」、530頁。

17) 国文学編集部『石川啄木の手帳』（学燈社、1978）、94頁。

費10銭)で卒業時には90銭位であったという。そういう状況であったので「況んや、卒業後東京、京阪、九州等の高等学校や専門学校へ所謂遊学するのに、毎月10円以内で、十分賄えたものであるけれども、これだけの遊学費を、遊学中、楽に負担し得る家庭は、県下でも誠に寥々たるもの」であった¹⁸⁾、という。養母カマの「勉強したいというだけ勉強させる」という決意、それを支えるべく妻ウタが月々の送金のなかに込めた想い、を知らされる。

1914（大正3）年1月29日、ウタとの間に長女貞子が誕生した。佐喜眞が20歳の時である。

1915（大正4）年3月30日に沖縄を出発した一中（師範、二中と合併した）修学旅行生を佐喜眞は東京で迎えている。その旅行は鹿児島に上陸して広島、京都、東京と東進して、4月27日には帰沖しているの、4月下旬の頃である。その時の修学旅行生の一文「思い出」にはこう記されている。「東京で、沖縄県の学生寮明正塾を訪れた。先輩たちが歓迎して下さった。一高在学中の佐喜眞興英氏が寮歌を歌い、みんなで、その頃流行していた『デカンショ』を合唱したり、一中の校歌も歌って後輩を慰め励まして下さったことが印象に残っている」¹⁹⁾。もともと「学友の甚だ乏しい」佐喜眞であるが、彼が寮歌や「デカンショ」などを歌って騒ぐこともあったことを知ると、なぜかしらホッとする。

「年譜」は、1915年の欄が空白で、1916年の箇所、ウタの話として「この頃、肋膜炎を患い療養生活の為、帰省する（年代不詳）。しかし、ほとんど連日、民俗調査に出ている」と記されている。しかし、1915年は「空白」であるべきではなく、また、1916年の帰省の話も、あるいは15年に佐喜眞が帰ってきたことを指しているかもしれない。というのも、一中に1911（明治44）年入学し、1916（大正5）年に卒業した神村孝太郎が記念誌に寄せた回想によると、神村が「五年生の暑中休暇で具志川市天願の本

18) 外間政恒「大正初期の学資」（『養秀 創立八十周年記念』）、127頁以下参照。当時、卒業後本土へ渡って上級校へ進学することを「遊学と称した」。神村孝光太郎「在学時代あれこれ」（『同』）、134頁参照。

19) 長嶺朝昂「思い出」（『養秀百年』）、298頁。

宅に帰省中、第一高等学校在学中の佐喜真興英先輩が突然来訪して國頭旅行を誘われた。事前の連絡はなかったが、早速準備を整え、約十日間の無銭旅行に出発した。石川から東海岸に沿って奥、辺戸を回り、西海岸に出て名護、恩納を経て帰宅した」。東海岸では林道で途に迷い、やっこのことで美作（チュラサク）部落の人々に救出されたこと、また「西海岸では暴風に遭い、河川の氾濫で数日逗留を余儀なくされて、宿泊先の金城鍛助校長（後に県会議員もされた）のご一家に非常なご迷惑をおかけした。帰途は恩納村安富祖で別れ」と、二人の旅行が記されている²⁰⁾。

神村の中学5年の夏は、1915（大正4）年の夏で、佐喜真にとっては、一高の2年次から3年次に進級する時の夏休みということになる。

1922（大正11）年に出版された『南島説話』の「本書の説話の出所に就て」に幾度か出て来る「三四年前」（資料番号33, 42, 49, 58）とは、この時の帰省中を指しているのだろうか。また、「(42) キジムン長命を司る話」の「出所」で、「此は小学校教員金城某氏(?)の話である。三四年前に聞いた。平安座島の説話である」の金城某氏とは、暴風に遭い数日間お世話になった先の金城校長のことなのだろうか。

そうした推測が成り立つとすれば、これもまた幾度か出てくる「昨年」（資料番号21, 22, 39, 67, 74）も、『南島説話』の発行された年1922（大正11）年5月10日、の昨年（1921年、つまり大学を卒業した年）ではなくて、実は、原稿はすでに1921年中には手渡されており、その時点での昨年、つまり、1920（大正9）年を指すことになる。そうすれば、先の「三四年前」といった表記も、1915（大正4）年夏の帰省に近づくことになる。また、1920（大正9）年の欄に、「年譜」は、「この頃、肋膜炎再発の為、一年休学して帰省」とある。その休学期間を利用(?)して、資料番号39「此は去年津堅旅行中」、資料番号67「此は昨年旅行中」、資料番号74「此は昨年旅行中」等の説話を採集したものと思われる。それとまた、1921（大正10）年にも佐喜真は沖縄に帰省したであろうが、しかしその年の帰省は彼にとって別の意味をもっており、「親しく島人に聞く」（74番）採集旅行に

20) 神村孝光太郎「回想七十年」(『同』), 294頁。

出掛ける状況にはなかったと思われるがどうだろうか。

しかし、それでも問題は残る。資料番号17「火正月の話」の「出所」で、「一昨年なくなった祖母の言ふなりを書いた」とあるからである。「年譜」で、ウタの話として「祖母は、興英をかわいがりよく昔話をして聞かせた」という。しかし、養父佐喜眞加那方の祖母、第六代大山掟佐喜眞小やの妻は、「家譜」で「明治43（1910）年旧11月27日死去」とある。「年譜」の1910年の欄にある「11月27日 祖母没」と符合する。『南島説話』の「出所」で、「亡祖母」に聞いた話は多数ある。（資料番号17, 19, 20, 28, 29, 53, 86, 94）。この「出所」の祖母は、よく昔話を佐喜眞に聞かせた養父方の祖母と思われるが（生親佐喜眞亀方の祖母の没年は「家譜・年譜」からは不明）、それでは『南島説話』の発行年（1922年）と「一昨年」が懸け離れている。そこでまた、次のようにも推測できる。『南島説話』にいう「本書の説話の出所に就て」で記載されている年次（「十数年前」「三四年前」「三年前」「一昨年」「去年」等）は、そのすべてを、出版年の1922年、あるいは原稿を手渡したであろう年、を基準にして考えるべきではなく、部分的には各々の説話を採集した年を基準にしてメモした年次もそこには含まれており、採集カードやノートのメモ類が整理されることなく、おしなべて「出所」欄にまとめられた、とも考えられるのである²¹⁾。もし、その推測が正しいとすれば、佐喜眞は、彼がまだ中学時代の1912（明治45）年前後——「一昨年なくなった祖母」から計算するとそうなる——に、すでに本格的に説話の採集に取り組んでいたことになる。

3 佐喜眞は、1916（大正5）年7月、一高を卒業、同年9月東京帝国大学法科大学独法科に入学する。

佐喜眞の在学中に受講可能な開設科目で関心のあるところを、『東京帝国大学五十年史（下冊）』（昭和7年）より取り出せば、憲法・上杉慎吉、

21) こうした推論に考慮の余地があるとすれば、『南島説話』の出版された前の年、大正10年に帰っている。それは、その資料番号の67に津堅の説話を収集し、『此は昨年旅行中聞く』とあることから明らかではある」（我部政男、前掲「夭折と苦悶の人・佐喜眞興英」、507頁）という際その推論の根拠に於いて再考する必要があるように思われる。

(憲法第一講座(上杉), 第二講座(美濃部達吉)は, 大正9年9月に改設, 増設されている。憲法は第一学年に割り振られている。それと佐喜眞の休学との関係もあり, おそらく第一講座, 第二講座は受講していない)。国法学・野村淳治, 民法第一講座・富井政章/鳩山秀夫, 民法第二講座・石坂音四郎/鳩山秀夫/穂積重遠, 民法第三講座・鳩山秀夫, 民法第四講座・石坂音四郎/穂積重遠, 末広嚴太郎/仁井田益太郎, 刑法講座・牧野英一, (刑法第一講座(牧野), 第二講座(小野清一郎)も, 大正9年9月の改組で改設, 増設), 法制史講座・宮崎道三郎, 西洋法制史講座(大正5年9月比較法制史改称)・中田薫, 羅馬法講座・春木一郎, 英吉利法第一講座・土方寧, 英吉利法第二講座・土方寧, 仏蘭西法講座・杉山直治郎, 独逸法講座・三瀧信三, 法理学講座・寛克彦/穂積重遠, などである。

しかし, 佐喜眞が生涯私淑した穂積陳重は, 1911(明治45)年には大学を去っており, 佐喜眞は大学で彼の講義を受講することはできなかった。

佐喜眞に関するいくつかのモノグラフィーを読み, また, 『女人政治考』に寄せた柳田の「小序」を読んでまず驚かされるのは, 穂積陳重がそれほどに佐喜眞のために時間をさき, 心を寄せ, 彼のなかに「他日祖国の文化に貢献する所大なるべきを認め」ている点である。

穂積陳重は, 1855(安政2)年, 四国宇和島藩の国学者の家に生まれた。1870(明治3)年, 「貢進生」として上京し大学南校に入学²²⁾, 1876(明治9)年より5年間, 文部省の第二回官費留学生として, イギリス, ドイツに留学する。ちなみにその前年の第一回留学生は, 計10名で, 法律学では小村寿太郎, 菊地武夫, 鳩山和夫の3名であった。1881(明治14)年6月には, 5年間にわたる留学を終え帰国。翌年2月には, 26歳で教授兼法学部長となる。また, 明治民法の起草委員主座(他の委員は梅謙次郎, 富井政章)として実際の法典編纂にも深く関与する。他方, 1896(明治29)年東京学士会院(学士院の前身), 1906(明治39)年帝国学士院第一部長,

22) 穂積陳重は「貢進生」として上京する前に(明治元年)入江家に養子に入るが, 留学から帰った後, 穂積姓に戻っている。穂積重行『明治一法学者の出発』(岩波書店, 1988), 54頁参照。

1917（大正6）年——佐喜眞の大学入学の翌年——帝国学士院院長となる。1925（大正14）年10月には枢密院議長。彼は日本の近代法学の基礎を築いた人物であり、そのキャリアをみると、たんに法律学だけに止まらず、いふならば明治・大正期の我が国の学界の大御所とでもいえるような存在である。同時に彼は、自己の「衷心からの」研究に没頭するため、煩わしい大学での講義に時間をさかれるのを憂いて「在職30年をこえたことを理由に」1911（明治45）年、大学を去った法学者であった²³⁾。

そうした多忙さから解放され、時間を惜しんで書齋で研究にうちこんでいる穂積の佐喜眞へ寄せる想いは、一体何に由来するものなのだろうか。

穂積の学問観、法律観、ひいては佐喜眞の原稿を何度も読み返しアドバイスを与えることによって示される彼に対する穂積の期待、愛情の原点を考える上で、穂積と一緒に留学した彼の「親友中の親友の一人」桜井錠二（化学）の回想は参考になるだろう。

「その時の英国はちょうどビクトリア女王の御代の後半期で、明治9年は西暦1876年に当たりますが、イギリスの文化が絶頂点に達していたといってもよい時期でありまして、各方面に偉人大家が傑出していた時であります。政治方面においてはヂスレリー、ソールスベリー、グラッドストーン、ジョン・ブライトというような人々がまだ盛んな時分であり、文壇においてはラスキンがまだ盛んであり、詩人ではテニソン、学界ではダーウィン、スペンサー、チンドル、ハックスレーなどがまだ達者でありまして、殊にダーウィンの進化論、スペンサーの社会学原理が出て間もないことで非常な評判でありました。私らもこの両書を愛読したのでありますが、殊に穂積君は熱心に読んで居られた。それは明治10年頃であります。その頃から穂積君は法律進化論ということを考えられ、進化ということは自然界の現象である、法律は人事に関するものであるが、人間もやはり自然界の一部を成しているものである。どうしても法律というものについても、やはり進化というような変化がなければならぬと云うようなところに気がついたのでありまして、この法律進化に関する調査研究を以て自分の生涯の事

23) 福島正夫「解説」、穂積陳重『法窓夜話』（岩波文庫、1980）所収、402頁。

業にしたいということを私どもにも話されたのであります。私も大変その拳に賛成しているいろいろの材料を供給したこともあります。ただ人事に関する法律などというものは、材料を蒐集整理することもなかなか困難であるが、自然界の現象と違い要領を得ない材料を集めて、それから要領を得るような結論を出すことは非常な困難でなければならぬ。これは穂積君自身もよく承知していたことでありまして、また私どもからも始終そういうことを言っていたわけでありましたが、穂積君は非常な熱心でこの方面の材料の蒐集ということには心がけておられた。独乙へ行ってもやはりこの方面の材料の蒐集に熱中して居ったのであります²⁴⁾。

実際、彼は、明治12年1月イギリスでせっかく取得した「法学院卒業・バリスター試験合格」の資格を活用することなく、同年5月には「独逸国へ転国ノ願書」を文部大輔田中不二麿に提出している。「独乙国ハ最モ比較法理ニ精シキヲ以テ」「前文既ニ独国ニ比較法理学ノ盛ナルヲ云ヘリ、我日本法学生ニ比較法理ノ切要ナルハ固ヨリ喋々ヲ俟タズ」。また、ドイツは普仏戦争でフランスに勝ち帝国を形成している。そこで公法だけでなく私法も改編して統一法を施行すべきとの議論が起こっているが「私法ヲ改革スルノ難キヤ公法ノ比ニアラズ」。そうした好機にドイツで勉強したい、というのである。「故ニ当時英国ハ当時法律静止ノ時ナリ。独国ハ当時法律改進黨ノ秋ナリ²⁵⁾。いうまでもなく民衆の日常生活と直接する私法は、その歴史的・地域的あるいはまた慣習的性格において、「切断しがたい過去との連続性」といった側面を強くもっている。「多様な社会規範の複合的な発展の中に法を位置づけ、それ故にこそ立法事業の重要性を強く自覚する」穂積の帰国後の立場は、すでにこの「願書」に示されている、と指摘される²⁶⁾。

「法律進化に関する調査研究を以て自分の生涯の事業にしたい」と決意する穂積にとって、歴史と社会の現実のなかから、進化の要因となる「材

24) 穂積重行、前掲書、205、206頁。

25) 同書、[付録 独逸国へ転国ノ願書]、383頁以下参照。

26) 同書、223頁参照。

料」を「蒐集」しなければならない。そうした材料の蒐集「整理」も困難だが、「要領を得ない材料」から「要領を得る結論」を引き出すことはもっと困難である。そうであればこそ「私法ヲ改革スルノ難キヤ公法ノ比ニアラス」なのである。翌年、許可の返書が届くとすぐさま彼はベルリン大学へ転じる（明治13年4月）。

ベルリン大学での「聴講申告簿」から彼の聴講ぶり（何を選択し何を選択しなかったか）を検討した穂積重行によれば、「幅広い法理学と民法、そして立法論が彼の関心の焦点をなしていた」²⁷⁾と結論づけている。そうした関心方向で穂積は桜井に語った自らの「生涯の事業」「衷心からの研究」を進めていくことになる。

ちなみに、穂積の「生涯を通じて尊敬してやまなかった」法学者として、メイン（この『古代法』の著者から穂積はイギリスで直接大きな影響を受けている）、サヴィニーの名前があがっている²⁸⁾。

帰国後、穂積は法学部長として、大学の法学教育の再構築にあたって、その自らの法理論の具体化を図る。たとえば、彼が法学部長へ就任した翌年1883（明治16）年5月に作成された「東京大学法学部内ニ別課設立ノ儀ニ付建議」（『東京帝国大学五十年史（上冊）』昭和7年、595頁）の冒頭部は次のように書き出される。

「謹テ惟ニ法律ノ社会ニ於ル其関係実ニ緊切ナリトス故ニ法律ノ進度ハ社会ノ進度ト常ニ相適応セサルヘカラス若シ其相適応セサルトキハ社会之カ為メニ弊害ヲ被フルコト鮮少ナラス是レ先哲ノ夙ニ論定スル所ニシテ後学ノ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ然レトモ法律ノ学タル即チ社会学ノ一派ナルヲ以テ其之ヲ研究スルヤ益精ク其真理ヲ探知スルヤ愈深ク以テ其進歩ヲ謀ルニ非レハ決テ社会ノ進歩ニ追及スルヲ得サルヘシ」

ここには、「法律の進度と社会の進度の適応」と同時に、法律学がたん

27) 穂積重行「明治10年代におけるドイツ法の受容」家永三郎編『明治国家の法と思想』（お茶の水書房、1966）、557頁。また、松尾敬一の要約を借りるなら「穂積陳重の法理論の特徴は、一言にして言えば、比較的歴史的方法による進化の理法の探求である」。松尾敬一「穂積陳重の法理学」（『神戸法学雑誌』17巻3号）、2頁。

28) 穂積重行、前掲書、326頁。

に「机上の学問」にとどまらず「社会学の一派」である、という留学中から描いていた彼の法思想が表明されている²⁹⁾。他方、「法学協会雑誌」に、「英佛獨法學比較論」「法律進化主義」(未完)「刑法進化主義」「相続法三變」等を次々と発表していく。

1916(大正5)年、佐喜眞が大学に入学する年の1月に穂積陳重の『法窓夜話』は発行された。この著は、同年3月に再版、6月参版と続き、多くの読者を獲得してきた。佐喜眞のこれまでの資質からしても、古今東西の法律史上の逸話や古代法の奇妙な規則等を集めた『法窓夜話』が佐喜眞の関心をひき、また入学後は「法協」に掲載された穂積の諸論文を熟読したことは疑いないであろう。

ところで、穂積陳重に佐喜眞が会うきっかけがどのようなものであったのか、わたしにはこの点未だ不明である³⁰⁾。そこで、ここでは当時、佐喜眞をとりまく大学内外の学問的雰囲気をつかってみよう。

父穂積陳重の「法理学講座」(「法理学」という名称も陳重に由来する)³¹⁾を継いだ重遠の講義か、あるいは「民法」に移った彼の講義に佐喜眞が関心をもって受講した可能性は十分ある。先の『法窓夜話』の「序」を書いたのは重遠であり、そこにはこう綴られていた。「法律が道德宗教と相並んで人生の大法則である以上、そしてこの人生なるものが乾燥無味でないならば、法律談とても乾燥無味なはずはないのであります。父がこの雑談集を公に致しますのも、恐らく法律談は乾燥であるという濡衣を干したい微意でありましょう³²⁾。また、中田薫の「西洋法制史講座」も佐喜眞が熱心に耳を傾けた講義のひとつにちがいない。それにまた中田は「女人政治考」の第1稿を読んでいる。

「本書『女人政治考』」の第1稿は私〔瀧川政次郎〕の外には、東大の

29) 穂積重行「比較法学と穂積陳重」(『比較法学雑誌』21巻1号)、162頁参照。

30) 但し、源武雄は、県立一中・首里高校90周年記念誌のなかで、佐喜眞の中学時代の恩師清水駿太郎が紹介したという、「佐喜眞氏は清水教頭から大変可愛がられ、東大の有名な教授穂積陳重に特に紹介して指導を依頼している。穂積教授はまた佐喜眞氏を日本民俗学の泰斗柳田国男氏に紹介した」。源武雄「自由主義の息吹き」養秀同窓会編『沖縄の教育風土記』(社団法人 養秀同窓会、1971)所収、175頁。

31) 穂積陳重、前掲『法窓夜話』、174頁参照。

32) 同書、17、18頁。

中田薫博士が之を見られた。博士は之を推奨して、其の琉球に関する史料だけを書抜いて、之を法学協会雑誌に発表せん事を勧告せられたが、佐喜眞君は地方の一土俗通信員となるは我が本意に非ずとして、断然この勧告を斥け更に本書の題目に就いて深い研究を積んだのである³³⁾。

柳田国男が佐喜眞と実際に会ったのは、佐喜眞の大学卒業後である。もちろん柳田は、以前より彼の名前は聞いてはいるが、「穂積陳重先生の書齋」で初めて佐喜眞に会ったのは、彼の卒業後、裁判官時代ということになる。

『故郷七十年（改訂版）』のなかで柳田国男はこう振り返っている。

「伊波君の他に、やはり沖縄の人でわれわれが大きく影響をうけている人に佐喜眞興英君があった。沖縄に渡った時中学校の先生から、今まで教えてきた青年の中でいちばん前途の楽しみなのがこの若人であると聞かされて帰ってきた。その後穂積陳重さんを訪ねた時『沖縄にもなかなか真面目な青年がいるよ、よく本を読む』と行って、やはり佐喜眞興英君の名をいはれた。私も前に沖縄で名をきいていたので、会いたいものですと話したことがあった。其の後穂積さんが機会を作って佐喜眞君に引合せて下さった。一高から東大法科を出、その時は裁判官をしていたが、方々転任を命ぜられて動きながらいろいろの著述をしていた。私が出していた『爐邊叢書』の中にも沖縄の諸君のものが七、八冊出ているが、そのうち二つまでが佐喜眞君のものである³⁴⁾。

33) 瀧川政次郎「佐喜眞興英氏の『女人政治考』を読む」（『民族』1巻6号），108頁。

34) 柳田国男『故郷七十年（改訂版）』『定本 柳田国男集 別巻第三』（筑摩書房，1964），329頁。なお、柳田と佐喜眞とのつながりについては「柳田が大正十年で沖縄旅行の際、沖縄で佐喜眞の中学時代の師である清水駿太郎と会ったことに始まっている」といわれ、その時、清水は「佐喜眞の将来を、父親のごとき情熱をもって柳田に依頼したという。そのためにこそ、沖縄から帰った柳田は、わざわざ自分から佐喜眞を訪ね、穂積の書齋で佐喜眞に会ったのであった」という。しかも「柳田がみずから進んで沖縄研究者を訪ねたのは、あとにもさきにも佐喜眞と伊波普猷の二人だけであった」と伝えられている。野口武徳、前掲書、95頁参照。柳田が沖縄に旅をしたのはこの大正10年正月が初めてである。柳田国男「沖縄がたり①」（『琉球新報』1961年8月2日）参照。その旅程は、1921年1月5日那覇に上陸、2月7日那覇出帆、3月1日帰宅。「年譜」『定本 柳田国男集 別巻第五』（筑摩書房，1971）所収、633頁参照。佐喜眞興英はその年の4月には大学を卒業するので、柳田が佐喜眞の存在を知ったのは佐喜眞の大学卒業直前ということになるのだろうか。二人が初めて実際に会ったのは、柳田自身述べているように、彼が裁判官になった後である。

この二冊とは、いうまでもなく『南島説話』と『シマの話』である。

ちなみに、柳田国男と中田薫は、共に1897（明治30）年東京帝国大学法科大学政治学科入学の同期生であった（1900年7月卒業）。穂積は、1882（明治15）年2月には教授（兼法学部長）となっているので、柳田も中田も穂積の教え子ということになる。穂積は彼らの在学中の1899（明治32）年10月、ローマで開かれた国際東洋学者会議に参加している。彼はそこで「祖先祭祀と日本法」（Ancestor-Worship and Japanese Law）と題して報告した。この報告は2年後、丸善から出版され、また独訳も出ている。その会議の後、穂積はベルリンを経て、翌1900年5月に帰国する。

柳田、中田は大学卒業後、大学院へ進学する（もっとも柳田は大学院に籍はおいたものの1905年「満期除名」となるが³⁵⁾）。両者の間、および恩師穂積陳重との交流は、もとより生涯続くことになる。

中田が大学に残り研究生活を始めた頃の学問的環境について、井ヶ田良治は、次のように概観している。

「当時東京大学の法制史の教授であった宮崎道三郎は、明治21（1888）年に4年間のドイツ留学から帰朝したのち、日中古代法制に比較研究を積み重ねるかたわら、言語学者ヤコブ・グリムの『ドイツ法律考古学』（Jacob Grimm, “Deutsche Rechtsaltertümer” 1824）の影響をうけ、比較言語学の力を借りた古代日韓法制語の比較研究を地道におしすすめていた。また、サー・ヘンリー・メインの『古代法』を紹介し、『法律進化論』を提唱していた穂積陳重は、比較法制史の方法をもちい、世界各国の

35) ちなみに、柳田国男の『妹の力』の読後感を林達夫が、1940年「朝日新聞」に寄せている。その本を読んで林が直ぐさま想い浮かべたのが、パスカルの『パンセ』、シャトーブリアン『キリスト教真髓』、ルナン『イエス伝』であり、「もう一つの遠い連想」はギリシア悲劇の『アンティゴネ』であった、という。「思想の普遍性を信じ、精神の自由を生きた」林達夫が、日本の民俗学の作品をどう読み解くのか、その整理分析は興味深い。ソフォクレスのその悲劇は、柳田が郷里で見いだした兄妹愛とは逆の「姉の力」となるわけだが、『妹の力』が同胞愛のイオニア型、情操的な聖女型を示すといえるならば、『姉の力』はそのドーリア型、意志的な烈女型を示すものといえるだろう。そしてこれは当の女性が男きょうだいの年上にあると年下にあると関係はない。年齢上の妹が「姉」であることも有り得るし、その逆の場合も有り得る。かくして柳田氏の『妹の力』は、民間伝承に民族性に対してその世界性、習俗の名もない庶民的埋没に対して、その天才的な記念碑的発現の場合をも我々に見せてくれたわけである。民俗学の翼のちからに感謝しよう。『精神史への探求（林達夫著作集 2）』（平凡社、1971）、281頁以下参照。

同種の制度との比較によって『隠居論』を発表するなど日本の法制史を明らかにしようとしていた³⁶⁾。

その『隠居論』第2版（1915年）〔初版は1891（明治24）年〕の冒頭で、穂積は「隠居の起源」を要約して述べている。「本編に於ては隠居俗の由来を人類学上より観察し、隠居俗は食老俗、殺老俗及び棄老俗と其社会的系統を同うし、是等の蛮俗が進化変遷して竟に老人退隱の習俗を生じたることを論述せんとす³⁷⁾」。

これに対して、中田が同年、「国家学会雑誌」に書評を寄せている。その中心部分は彼の専門とする日本法制史の史料に基づく論評であるが、穂積が冒頭で述べた論旨に示される彼の方法論について、中田が論じている箇所は興味深い。

「我輩の知る所を以てするに、隠居俗の起源を食老、殺老、棄老の蛮俗に求むるの論は、言語学者兼古法学者として有名なる独逸のヤコブ・グリムに始まりしもの、如し。氏は法制史の研究方法に一転化を与へたりとの称ある其名著独逸法律考古篇の第二卷第四章「老人」の章に於て・・・」と、以下、中田はグリムの説を紹介した後、続けて述べる。

「想ふに穂積博士は、其隠居起源論の根本思想を、前記グリムの諸説に得られたるもの、如し。然れどもグリムの隠居起源論は、単に独逸の *Alten-
teil* に限定されしに反し、穂積博士は隠居俗を以て、人類諸民族に普通なる現象なりと主張さるゝと同時に、諸民族の隠居俗も亦殆ど一律に、其源を棄老俗殺老俗に発せしものなることを主張さるゝものなるが故に、其援用材料の豊富なることに至ては、もとよりグリムの書中の比にあらず³⁸⁾」。

先に、佐喜眞の「女人政治考」の第1稿を中田薫も読んでいる、という瀧川の言を紹介した。こうした恩師たちの学問的環境のなかで、佐喜眞の

36) 井ヶ田良治「中田薫」潮見俊隆・利谷信義編著『日本の法学者』（法学セミナー増刊・日本評論社）所収、220頁。

37) 穂積陳重『隠居論』復刻版（日本経済評論社、1978）、1頁。

38) 中田薫「隠居論第二版を読み」同『法制史論集 第一巻』（岩波書店、1926）、124頁以下参照。

「女人政治考」は構想され練り上げられていき、また、彼らを通じて、穂積と佐喜眞との間に、キャンパス内で出会うのとはまた質の異なった、佐喜眞の生涯にわたる師弟関係が生まれ、改稿が続けられていったのである。

ところで、佐喜眞は、1919（大正8）年の年末から翌年にかけて、「480字詰原稿用紙176枚、自序、目次」を含むほぼ完全な原稿、『靈の島々』を書き上げており、そこには原稿を書き進む過程での日付も記されている。その日付は、「1919, 11, 5」に始まり、「1919, 11, 7」と以下続くが、「1920, 1, 1」も現れてくる。第1章緒言に続いて、琉球の文化（上）（下）（第2, 3章）、第4章琉球の研究と構成されていて、第4章の末尾に「大正9年1月6日夜」とある。原稿を完成させた後、彼はそこに次の語を書き加えている、「今日の古琉球に Mutterrecht 行はれしを信ずるが故、古琉球文化をもつと古きものと見る。(1920, 5, 29)」。第5章結論には日付はなく、「自序」の日付は「1920, 2, 20」である。そこで佐喜眞が、琉球の文化をいくつかの「文化段階」を設定して説明をほどこしている点特徴的で、彼は、以下のような段階を設定する。Ⅰ最原始時代、Ⅱトーテム時代、Ⅲ祖先崇拜時代、Ⅳ神々の時代、Ⅴ科学時代³⁹⁾。

彼の大学時代のあるいは「唯一の親友」は瀧川政次郎であった。瀧川は、1897（明治30）年生まれ、1916（大正5）年7月第一高等学校入学、1919（大正8）年帝国大学法科大学独法科入学、1922（大正11）年3月帝大卒業後、一時期、南満州鉄道に入社するが、翌年、中央、法政、日本大学で法制史講座を開講し、また司法官試補、検事代理等を短期間務めた後、1925（大正14）年には九州帝国大学助教授（東京在住）となった人物である。後年は1949（昭和24）年に國学院大学教授となり1992（平成4）年逝去。

その瀧川が1926（大正15）年9月の『民族』に、「佐喜眞興英氏の『女人政治考』を読む」という表題で一文を寄せている。「佐喜眞興英君は、

39) 佐喜眞興英『靈の島々』、前掲『女人政治考・靈の島々』所収、331頁以下。こうした佐喜眞の構想と穂積の『法律進化論』の構想との比較、さらには穂積が佐喜眞に与えた影響如何については、改めて検討してみたい。

私の大学時代の親友である。私が佐喜眞君と初めて相識したのは、大正八年の秋、小石川上富坂の日独会館であるが、同君は既に其の頃から熱心な民族学土俗学の研究者であった」。佐喜眞は1913（大正2）年9月第一高等学校入学、1916（大正5）年7月第一高等学校を卒業後、同年9月、帝大入学、その頃、宣教師シュレイダーの経営する日独会館に下宿している。つまり、二人は一高時代は入れ替わりで、佐喜眞が大学三年時、瀧川が帝大入学した年の秋に知り合っていることになる。大正8年秋以降、佐喜眞は瀧川の家近所に引っ越す。佐喜眞は「三日にあげず」瀧川の家に通い民族学の話をした。「『女人政治考』の第1稿は、君の其の頃の淋しい精進の生活から生れたものであって、私は原稿が出来たから見てくれと云って、本書の第1稿を私のところへ持ってきた君の嬉しさうな顔を、今も思ひ出すことができる。佐喜眞君が、本書を書く為にバハオーフェン Bachofen のムッターレヒト Mutterrecht を熟読したことは非常なものであって、君は殆ど毎日焼けない前の帝大図書館に通って之を借出したから同館の図書出納係は、佐喜眞君の長い顔さへ見れば黙ってバハオーフェンを差出すやうになった」⁴⁰⁾。

その瀧川は、昭和3年、彼の『日本法制史』のなかで、「土俗を研究して一つの結論を引き出したものとしては、故高木敏雄氏の『日本神話伝説の研究』、故佐喜眞興英氏の『女人政治考』、故穂積陳重博士の『タブーと法律』（原名『諱に関する疑』）、中山太郎氏の『土俗私考』、内藤吉之助氏の『法律民族学』、南方熊楠氏の『南方随筆』等がある」⁴¹⁾と、佐喜眞の業績を挙げている。

穂積陳重と瀧川政次郎について、次のような指摘も興味深い、「穂積氏は諸外国の文献を博搜して法学の捉え方の本道を探ろうとした法理学の先人であり、瀧川博士は資料の出所・系統を明らかにして史実を考証する法

40) 瀧川政次郎、前掲、107、108頁。

41) 瀧川政次郎『日本法制史』（有斐閣、1928）、39頁。なお、この著作は、講談社学術文庫にも上下2巻で収録されている。

42) 嵐義人「瀧川博士の考証学」瀧川政次郎『日本法律史話』（講談社学術文庫、1986）所収、355頁。

制史家である」⁴²⁾。

1921 (大正10) 年4月, 佐喜眞は (肋膜炎による1年間の休学をはさんで) 東京帝国大学法学部を卒業した—1919 (大正8) 年4月法科大学は法学部と改称されている。

4 佐喜眞興英は彼の初めての著作『南島説話』の「序」で書き記す。

「集むる所百題, 民族学のために何等かの参考になるかならぬか, 固より私の知る限りでないが, 然し何等かの資料にしたいと云ふ考へは寸時も私の頭を去ったことはない」⁴³⁾。

その作業を進めるにあたって彼は「鼓膜に写ったのをそのまま、筆に書いたのである」という基本姿勢を示す。他方, グリム兄弟が様々な伝説を採集するとき最大限謹んだことは「伝説に余計な細工をする必要はない」ということ, 「瘦せた伝説を太らせようとする事」は避ける⁴⁴⁾, ということだった。

さらに『南島説話』の「凡例」は述べている。

「(一) 南島説話は琉球の琉球の口碑を集めたものである。それも固より全般にわたってのものではなく郷里中頭郡宜野湾村 (沖縄島の略中央にあり) を中心として採録し, 他地方のは僅かしか載せることは出来なかった。[(二) 略] (三) 選択するにあたっては廃藩置県以前のものらしいのを探ると云ふことも一の標準であった。例へば天照大神様や牛若弁慶なども今日は説話の主人公となりかけて居るが, 是等とはとらなかった。此の意味に於て本集は現時集めた古琉球の説話集であると云ひ得る。現今殆んど使用しない間切, 村等の文字を使用したのも此の気持に出て居る」。

グリムは『ドイツ伝説集 (第1巻)』の「序文」の「目的と願ひ」で次のように述べていた。

「われわれはこの伝説集をドイツの文学, 歴史, 言葉を愛する人々に捧げる。そしてここに集めたものが生粋のドイツ料理であるという, ただそ

43) 佐喜眞興英『南島説話』, 前掲『女人政治考・霊の島々』所収, 171頁。

44) 前掲邦訳, 『グリム伝説集 上巻』, vi, xi頁参照。

れだけの理由からでもすでに喜んでいただけるものと期待する。何となれば祖国の産物以上にわれわれを涵養し、深く喜ばせるものはないからである。祖国に関する学問においてなされる発見や努力はいかに些細なものであっても外国種の華々しい導入や育成よりはるかに多くの実りをもたらす。外から持ち込まれたものは常に安定を欠き極端に走りやすく胸に抱いても暖くないからである」⁴⁵⁾。

天照大神様や牛若弁慶の話などを意識的に不採用にしたのは、佐喜眞にそれなりの判断があったからに違いない。グリムの言葉を借りるなら「それらは抱いても暖かくない」からであろう。

さらに、佐喜眞の死の直前に公刊された『シマの話』の「序」をみると、「此書は大体に於て沖縄島中部地方の土俗を書合せたものであるといふことができる。専ら新城（アラグスク）の島を標準にして書いたのは自分の便宜に出でたのである。アラグスクのシマは、中部沖縄に於て如何なる意味でも誇るべき特質を持たない一小寒村であるが自分の郷里であるため、此の島に関する土俗知識は最も多いので、之を選んだのである。又一シマについて主として書いたのは、沖縄の社会がシマについて出来て居り、シマの異なる毎に土俗の変化を示して居るから、土俗記載に当り、その変化から来る不便を避けんがためである」⁴⁶⁾。

グリムが祖国といいドイツという場合や、佐喜眞の「南島」「シマ」という場合、その外延は大きく異なるものの、その核となるのは両者に共通するのであって、それは、硬質な塊、頑ななまでの郷土愛とでもいえるだろうか。

先にも触れた、民衆のなかから生まれそこで育まれた「自然文学（Naturpoesie）」を芸術家個人の作為による意識的作品「創作文学（Kunstpoesie）」よりも高く評価するヤーコプの志操と通底するものを、「一時は狂気じみた程夢中になって之を求めた」⁴⁷⁾ という佐喜眞の『南島説話』『シ

45) 同書、xii頁。

46) 佐喜眞興英『シマの話』、前掲『女人政治考・霊の島々』所収、243頁。

47) 佐喜眞興英『南島説話』、前掲『女人政治考・霊の島々』所収、173頁。

マの話』に見いだすことができるであろう。「ある土地の自然や歴史に見られる奇異なるもの、人間の感覚にとって不可思議なるもののまわりに伝説 (Sage) や歌謡 (Lied) が寄り集まってかぐわしい香が漂う」のであり、それらは「それぞれの家庭にとって自明の必需品」なのである。「こうして生まれた絆がいかに強いものであるか、それは素朴な人間が故郷を離れた時に感じるあの心も裂けんばかりの郷愁の念によっても明らかである」⁴⁸⁾。言語、風俗、習慣を共通にするのは同じ島人 (シマンチュ) だからこそ、なのであって (「生マレ島ヌ言葉忘レー国ン忘ユン」)、佐喜眞の個人的営みでは「宜野湾村を中心として」採録せざるを得なかったし (『南島説話』)、また「新城のシマを標準にして」 (『シマの話』) 書くほかはなかったのである。そこに、限られた時間のなかで心血を注いだ研究者、佐喜眞の誠実さ、律義さが漂ってくる。

さらに彼は学生時代から『民族と歴史』を主な発表の場にして、いくつかの論文を書き残している⁴⁹⁾。

『シマの話』の刊行は、彼の生命の残りにやっと間に合い、その死の半月前であった。「年譜」には、再婚した妻松代の話としてこう記されている。「病状はかなり進んで、一枚一枚、私がめくって二人で読みました。『シマの話』の出版は、主人にとって非常に慰めになりました」⁵⁰⁾。

ここで『シマの話』の項目を列挙してみよう。「アラグスクのシマ」「村落共同体としてのシマ」「島人の私有財産的法律関係」「島の家々」「島人の被服」「島人の飲食物」「島の年中行事」「出生」「性」「病」「死」「死後」「旅」「島人の言葉遣ひ及び呼称」「トキ、ユタ、及びマジナイ」「雑」。

こうした仕事を進めるなかで生涯、彼は、「要領を得る結論」を導き出

48) 前掲邦訳、『グリム伝説集 上巻』, iii頁参照。

49) 列挙すれば、「琉球の左を尊ぶ風習に就いて」 (『民族と歴史』 3巻3号, 1920年2月), 「琉球の祖先崇拜を論ず」 (『琉球新報』, 1920年3月), 「琉球の墓に就いて」 (『民族と歴史』 3巻6号, 1920年5月), 「琉球の珍書『時双紙』」 (『民族と歴史』 5巻3号, 1921年3月), 「特殊民と琉球」 (『民族と歴史』 7巻2号, 1922年2月), 「琉球の長者」 (『民族と歴史』 7巻3号, 1922年3月), 「琉球の『御申し紙』」 (『民族と歴史』 7巻4号, 1922年4月), 「古琉球の憑物と巫祝」 (『民族と歴史』 8巻1号, 1922年7月), 「琉球の豚祭の風習に就いて」 (『民族と歴史』 8巻5号, 1922年11月)。

50) 佐喜眞道夫編, 前掲「年譜」, 533頁。

すため、「要領を得ない材料」を蒐集し、その蒐集した材料をどう整理するか、構想を練っていたのだろう。

一方では蒐集する作業，他方では整理し要領を得る結論を構想すること。それが一方の『南島説話』『シマの話』をはじめとしたその他彼の一連の諸論稿であり，他方，要領を得る結論を構想する作業が「霊の島々」であり，また幾度も推敲を重ねていった『女人政治考』であった。

そうした課題を自らの生涯の課題として背負い込んだ彼の姿勢に気づくとき，わたしには，そこに，サヴィニーと若きグリム（特に兄ヤーコプ）の関係に似た構図が，穂積陳重と佐喜眞興英のあいだに窺うことができるように思われる。

ヤーコプ グリムを読むことによって佐喜眞興英の理解を深め，また佐喜眞興英を読むことによってヤーコプ グリムの理解を深める，といった作業が必要なのもかもしれない。その意味で，わたしは密かに佐喜眞興英を「沖縄のグリム」と呼んでいるが，そうした彼の生涯をかけて追ったものに魅力を覚える。まだ現在のわたしには彼の輪郭すらおぼろげなのではあるが……。

ところで，穂積陳重の執筆態度について重遠が語っている。

「推敲という言葉が，父の仕事によく嵌まります。父は著述の内容について入念であったのみならず，其文章用語についても実に凝り性でした。随って頗る遅筆で，一気呵成に書き上げるなどと云ふ芸当は到底できず，所謂一字一句を苟もせぬ行き方でした。草稿を改めることは常に数回で，時には前に申した通り数年を隔てて又書き直す次第……。一つ一つの用語についても，その字画用法及び出所の正確な所を突き止めないと安心しません」⁵¹⁾。

そうした穂積陳重であればこそ，その恩師の期待に添うべく佐喜眞興英は「方々転任を命ぜられ」ながらも，幾度も幾度も推敲を重ねるのであった。彼の死後，『民族』に彼の原稿を掲載した編者がその末尾に添え書きをしている，「佐喜眞興英君の遺著の中から，「女治論」の第5回目の原稿

51) 福島正夫「解説」穂積陳重『続法窓夜話』（岩波文庫，1980）所収，360頁参照。

が、只これだけ見出された。同君は今一度全然新しい様式に由り、平易な説明方法を以て其の生涯の大著を書改めて見る気であったらしいが、業務と多病との為に、終に其目的を遂げることが出来なかった。女治論の一書は青年の頃よりの志で、刻苦して書を読み之を自身の観察と対比し、十余年の間に4回まで稿を新たにした。実に驚嘆すべき努力である⁵²⁾。

佐喜眞の死の翌年、松代と柳田国男の手によって『女人政治考』は出版された。その「小序」で柳田は述べる。

「自分が始めて佐喜眞君に逢って、其研究の一端を聴くことを得たのは故穂積陳重先生の書齋であった、先生は夙に此の一箇沖縄青年の学問が、他日祖国の文化に貢献する所大なるべきを認め、彼を激励して五たび其稿を改めしめる迄の自信を与へられ、更に又其智識を我々に紹介して、後進と共に道を究めようと企てられたのみならず、今又深く将来ある佐喜眞君の夭折を蹉嘆して、此遺文の為に龍門原上の辞を題せむことを約せられたのであったが、それは終に希望すべからざるものとなった⁵³⁾。

1926 (大正15) 年6月に世に出た「愛弟子」の新たな姿をみることもなく、かつまた柳田との約束も果たせず、恩師穂積陳重は、その2カ月前の4月8日に亡くなった。彼もまた自らの手で、ライフワーク『法律進化論』を完成させることはできなかった。

かつて、日本の法学を回顧するなかで、末弘巖太郎が穂積陳重にかんして次のような発言をしたことがあった。

「日本では穂積陳重先生の法理学が主としてメインの影響を受けたもので、もしもあれがその後発展していれば、法理学と法史学若しくは比較法学とがもっと密接な関係をもって今日に及んだと思うのですが、不幸にしてそういう発展はみられなかった。もっともメイン自身にしても法学者としての後継者としてはヴィノグラドフ一人を作っただけで、あとは寧ろマリノフスキー、その他法律学者でない面に多くの後継者を作っています。しかし、いずれにしても穂積先生があれ程立派な仕事をあの時代にやって

52) 佐喜眞興英「古琉球の女人政治」(『民族』1巻4号, 1926), 63, 64頁。

53) 佐喜眞興英『女人政治考』, 前掲『女人政治考・霊の島々』所収, 12頁。

おられるのに、結局あの跡を継ぐ学者が出なかったのはどういうわけかな]」⁵⁴⁾。

柳田は『女人政治考』「小序」の冒頭で、「佐喜真興英君の著述は、我々が久しく怠って居た大事業の端緒であった。学界の睡を驚かす警鐘の如きものであった」と語る。もとよりそれは、ひとり「民俗学」だけの問題ではあるまい。おそらく「法律学」にとっても事態は同様であり、穂積の「蹉嘆」の深い意味もそこにあるように思われる。

佐喜真より三歳年上の仲原善忠は、48年前の評論「佐喜真興英の業績について」をこう書き起こしている。

「25年前、30歳の若さで病没した佐喜真興英氏の学問的業績について語ることは何か知らず心おどるものがある。私は同氏と面識もなく又彼れの短い生涯についても殆んど知ることがないから、佐喜真氏の人物又は同氏の判事としての学問及び業績をかたる資格はない。而し乍ら同氏の残した三つの著書を通じて——彼の職務とはかんけいのうすい——彼を見る時、私は年来の知友であったかのような錯覚をおこして自分の不適格性を忘れてしまう。私は彼の残したすばらしい業績をきわめて高く評価しているので人間佐喜真をしらないながらも彼について語ろうとする衝動を禁じ得ない。…佐喜真氏の主著は、彼の死後（大正15年6月）先学知友の手によって世に送られた女人政治考（副題、人類原始規範の研究）と題する野心的な研究である。この著述は彼の肉体をひきさいて生れて来たと言つてよいような悲劇的産物である。これを考える時、一体悲劇はさげ得られるものなのか、又さく可きものなのか、佐喜真興英氏の生涯について見る時、われわれは迷わざるを得ない」⁵⁵⁾。

佐喜真興英の生涯に関心を抱き初めたわたしもまた、この仲原の寂寥とした感慨に思わずうなづいてしまう。但し、留保すべき点がひとつある。

54) 『日本の法学 回顧と展望』（日本評論社、1950）、127、128頁。なお、この座談会の末弘の発言は、堅田 剛「穂積陳重と歴史法学」によって知ることができた（『獨協法学』35号、26頁参照）。それも含めて彼の歴史法学研究は刺激的であり、多いに参考にさせていただいた。

55) 仲原善忠「佐喜真興英の業績について」『仲原善忠全集 第四卷 補遺篇』（沖縄タイムス社、1978）所収、381、382頁参照。

仲原は気づいていないが、佐喜眞の残した三冊の著書は、「彼の職務とはかんけいのうすい」どころか、法学を志し穂積陳重博士のもとで彫琢し練り上げていった「法律観」を通じて、郷土愛の実体化を自己に迫った作品であったのである。

佐喜眞の学生時代の遺稿『霊の島々』の結論で彼は述べていた。

「靈魂思想は実に伝統と云ふものである。伝統より自由になり得る人は靈魂と云へる穴に陥らなくてすむであろう。・・・然しながら靈魂は他の方面から云へば実に規範の保持者であった。故に規範の世界に入る時、吾人は何日も靈魂との別れを惜しむのである」⁵⁶⁾。

その作品は、「吾々の霊の島々」すなわち佐喜眞の郷土における規範意識のありようを靈魂と関連づけて説明し、その解釈を試みようとする作業であった。

また『女人政治考』に副題として添えられた「人類原始規範の研究」も、佐喜眞興英が自己に課したそのような壮大な計画を表明してみせたように映ってならない⁵⁷⁾。

「一つの生涯というものは、その過程を営む、生命の稚い日に、すでに、その本質において、残るところなく、露われているのではないだろうか。僕は現在を反省し、また幼年時代を回顧するとき、そう信ぜざるをえない。この確からしい事柄は、悲痛であると同時に、限りなく慰めに充ちている。君はこのことをどう考えるだろうか。」(森有正『バビロンの流れのほとりにて』)

56) 佐喜眞興英『霊の島々』、前掲『女人政治考・霊の島々』所収、433頁。

57) 本稿では、ヤーコプ グリムや佐喜眞興英の生涯を素描したに止まり、なんら立ち入った検討、分析はなされなかった。それはわたしの力量不足に起因するが、それを承知のういで、この粗削りな「覚え書」を提出するのも「沖縄法政研究所」の創刊号を祝う気持ちからでたものであり、御寛容を乞う次第である。